

欧州連合
共同体商標に関する理事会規則
2009年2月26日 No. 207/2009
2009年4月13日施行

目次

前文

第 I 編 総則

第 1 条 共同体商標

第 2 条 商標意匠庁

第 3 条 行為能力

第 II 編 商標に関する法律

第 1 節 共同体商標の定義及び共同体商標の取得

第 4 条 共同体商標を構成することができる標識

第 5 条 共同体商標の所有者になることができる者

第 6 条 共同体商標を取得する手段

第 7 条 絶対的拒絶理由

第 8 条 相対的拒絶理由

第 2 節 共同体商標の効力

第 9 条 共同体商標により付与される権利

第 10 条 辞書における共同体商標の複製

第 11 条 代理人又は代表者の名義により登録された共同体商標の使用の禁止

第 12 条 共同体商標の効力の制限

第 13 条 共同体商標により付与される権利の消尽

第 14 条 侵害に関する国内法の補充的適用

第 3 節 共同体商標の使用

第 15 条 共同体商標の使用

第 4 節 所有権の対象としての共同体商標

第 16 条 共同体商標の国内商標としての扱い

第 17 条 移転

第 18 条 代理人の名義により登録された商標の移転

第 19 条 対物的権利

第 20 条 強制執行

第 21 条 破産手続

第 22 条 ライセンス許諾

第 23 条 第三者に対する効力

第 24 条 所有権の対象としての共同体商標出願

第 III 編 共同体商標出願

第 1 節 出願及びそれに適用される条件

第 25 条 出願

第 26 条 出願が遵守すべき条件

第 27 条 出願日

第 28 条 分類

第 2 節 優先権

第 29 条 優先権

第 30 条 優先権の主張

第 31 条 優先権の効果

第 32 条 共同体出願と国内出願との同等性

第 3 節 博覧会による優先権

第 33 条 博覧会による優先権

第 4 節 国内商標の先順位の主張

第 34 条 国内商標の先順位の主張

第 35 条 共同体商標の登録後における先順位の主張

第 IV 編 登録手続

第 1 節 出願の審査

第 36 条 出願条件の審査

第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査

第 2 節 調査

第 38 条 調査

第 3 節 出願の公告

第 39 条 出願の公告

第 4 節 第三者による所見及び異議申立

第 40 条 第三者による所見

第 41 条 異議申立

第 42 条 異議申立の審査

第5節 出願の取下, 限定, 補正及び分割

第43条 出願の取下, 限定及び補正

第44条 出願の分割

第6節 登録

第45条 登録

第V編 共同体商標の存続期間, 更新, 変更及び分割

第46条 登録の存続期間

第47条 更新

第48条 変更

第49条 登録の分割

第VI編 放棄, 取消及び無効

第1節 放棄

第50条 放棄

第2節 取消の理由

第51条 取消の理由

第3節 無効の理由

第52条 無効の絶対的理由

第53条 無効の相対的理由

第54条 黙認の結果としての制限

第4節 取消及び無効の結果

第55条 取消及び無効の結果

第5節 取消又は無効に関する商標意匠庁における手続

第56条 取消又は無効宣言を求める申請

第57条 申請の審査

第VII編 審判請求

第58条 審判請求の対象になる決定

第59条 審判を請求できる者及び審判請求手続の当事者となれる者

第60条 審判請求の期限及び形式

第61条 査定系事件における決定の訂正

第62条 当事者系事件における決定の訂正

第63条 審判請求の審理

第64条 審判請求に係る決定

第 65 条 司法裁判所への訴訟

第 VIII 編 共同体団体標章

第 66 条 共同体団体標章

第 67 条 標章の使用規約

第 68 条 出願の拒絶

第 69 条 第三者による所見

第 70 条 標章の使用

第 71 条 標章の使用規約の修正

第 72 条 侵害に対して訴訟を提起できる者

第 73 条 取消の理由

第 74 条 無効の理由

第 IX 編 手続

第 1 節 一般規定

第 75 条 決定の基礎になる理由の陳述

第 76 条 商標意匠庁が職権で行う事実の審査

第 77 条 口頭手続

第 78 条 証拠調べ

第 79 条 通告

第 80 条 決定の取消

第 81 条 原状回復

第 82 条 手続の継続

第 83 条 一般原則への参照

第 84 条 財政上の義務の終了

第 2 節 費用

第 85 条 費用

第 86 条 費用額を定める決定の強制執行

第 3 節 公衆の利用に供することができる情報及び加盟国の当局の情報

第 87 条 共同体商標の登録簿

第 88 条 ファイルの閲覧

第 89 条 定期刊行物

第 90 条 行政協力

第 91 条 刊行物の交換

第 4 節 代理

第 92 条 代理の一般原則

第 93 条 職業代理人

第 X 編 共同体商標に関する管轄権及び訴訟手続

第 1 節 規則(EC)No. 44/2001 の適用

第 94 条 規則(EC)No. 44/2001 の適用

第 2 節 共同体商標の侵害及び効力に関する紛争

第 95 条 共同体商標裁判所

第 96 条 侵害及び効力に関する管轄権

第 97 条 国際管轄権

第 98 条 管轄権の範囲

第 99 条 効力の推定—理非についての抗弁

第 100 条 反訴

第 101 条 準拠法

第 102 条 制裁規定

第 103 条 暫定的措置及び防御措置

第 104 条 関連した訴訟に関する特別規定

第 105 条 第 2 審の共同体商標裁判所の管轄権—更なる上訴

第 3 節 共同体商標に関するその他の紛争

第 106 条 共同体商標裁判所以外の国内裁判所の管轄権に関する追加規定

第 107 条 国内裁判所の義務

第 4 節 経過規定

第 108 条 管轄権及び執行に関する条約の適用に関する経過規定

第 XI 編 加盟国の法律に対する効果

第 1 節 2 以上の商標を基礎とする民事訴訟

第 109 条 共同体商標及び国内商標を基礎とする同時かつ承継する民事訴訟

第 2 節 共同体商標の使用を禁止するための国内法の適用

第 110 条 共同体商標の使用の禁止

第 111 条 特定の場所に適用される先の権利

第 3 節 国内商標出願への変更

第 112 条 国内手続の適用のための請求

第 113 条 変更請求の提出, 公告及び移送

第 114 条 変更の方式要件

第 XII 編 商標意匠庁

第 1 節 一般規定

- 第 115 条 法律上の地位
- 第 116 条 職員
- 第 117 条 特権及び免責
- 第 118 条 責任
- 第 119 条 言語
- 第 120 条 公告及び登録簿への登録
- 第 121 条
- 第 122 条 適法性の監督
- 第 123 条 書類の公開

第 2 節 商標意匠庁の管理

- 第 124 条 長官の権限
- 第 125 条 幹部職員の任命

第 3 節 管理委員会

- 第 126 条 設置及び権限
- 第 127 条 構成
- 第 128 条 議長職
- 第 129 条 会合

第 4 節 手続の実行

- 第 130 条 権限
- 第 131 条 審査官
- 第 132 条 異議部
- 第 133 条 商標管理法務部
- 第 134 条 取消部
- 第 135 条 審判部
- 第 136 条 審判部の構成員の独立性
- 第 137 条 除斥及び忌避

第 5 節 予算及び財政の監督

- 第 138 条 予算委員会
- 第 139 条 予算
- 第 140 条 予算の準備
- 第 141 条 監査及び監督
- 第 142 条 会計監査
- 第 143 条 財政規定
- 第 144 条 手数料規則

第 XIII 編 標章の国際登録

第 1 節 一般規定

第 145 条 規定の適用

第 2 節 共同体商標出願及び共同体商標を基礎とする国際登録

第 146 条 国際出願の提出

第 147 条 国際出願の様式及び内容

第 148 条 ファイル及び登録簿における記録

第 149 条 国際登録後の領域拡張の請求

第 150 条 国際手数料

第 3 節 欧州共同体を指定する国際登録

第 151 条 欧州共同体を指定する国際登録の効力

第 152 条 公告

第 153 条 先順位

第 154 条 絶対的拒絶理由に関する審査

第 155 条 調査

第 156 条 異議申立

第 157 条 国際登録による共同体商標の差替

第 158 条 国際登録の効力の無効

第 159 条 国際登録経由での欧州共同体の指定の国内商標出願又は加盟国の指定への変更

第 160 条 国際登録の対象標章の使用

第 161 条 変更

第 XIV 編 最終規定

第 162 条 共同体実施規定

第 163 条 委員会の設立及び実施規則の採択手続

第 164 条 共同体の他の法律上の規定との適合性

第 165 条 共同体の拡張に関する規定

第 166 条 廃止

第 167 条 施行

付表 I 第 166 条にいう廃止理事会規則及びその後継改正の一覧(省略)

付表 II 対照表(省略)

前文

欧州連合理事会は、
欧州共同体設立条約、特に、その第 308 条を顧慮し、
欧州共同体委員会の提案を顧慮し、
欧州議会の意見を顧慮し、

(1) 共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日理事会規則(EC)No. 40/94 は数回実質的に改正されたが、透明性及び合理性のため前記規則は成文化されるべきである。

(2) 適切に機能し、かつ、1 国内市場において取得するものと類似の条件を提供する域内市場を完成することにより、共同体全域において、経済活動の調和した発展、及び継続的かつ均衡のとれた伸展を促進することが望まれる。この種の市場を創設し、それを更に単一の市場にするため、商品及びサービスの自由な移動に対する障壁を除去し、競争が歪められないことを確実にする協定を創設しなければならないのみならず、更に、商品を製造し頒布するか又はサービスを提供するか何れにせよ、企業が共同体の規模においてその活動を適用させることができる法的条件が創設されなければならない。これらの目的のために、共同体全域において同一手段により企業の商品及びサービスの識別を可能にする商標は、国境に関係なく、企業が随意にできる法的文書の中で重要な役割を演じるべきである。

(3) 共同体の前記目的を遂行するために、商標についての共同体取極であって、それにより企業が 1 の手続制度により均一の保護が与えられ、かつ、その効果を共同体全地域に及ぼす共同体商標を取得することができるものを定めることが必要であると認められる。本規則に別段の規定がない限り、このように記述された共同体商標の単一性の原則が適用されるべきである。

(4) 加盟国の法律により商標の所有者に与えられた権利の属地性という障害は、法律の近接化により除去することができない。企業の利益のために、共通の市場全体において制限されない経済活動を開放するために、全加盟国に直接適用することができる単一の共同体法によって規制される商標を創設すべきである。

(5) 条約は、このような法的文書を確証する特別の権能を定めていないので、条約第 308 条が適用されるべきである。

(6) しかしながら、商標に関する共同体法は、商標に関する加盟国の法律に代わるものではない。企業に自己の商標を共同体商標として登録出願するよう要求することが正当化されるとは事実上認められない。自己の商標の共同体水準での保護を望まない企業にとって国内商標は引き続き必要とされる。

(7) 共同体商標に係る権利は、登録による以外には取得されるべきでなく、特に、商標が、識別性を有さない場合、不法である場合又は先の権利と抵触する場合は、登録が拒絶されるべきである。

(8) 共同体商標により与えられる保護は、特に、その役割が商標を出所表示として保証することであり、標章と標識間及び商品又はサービス間の同一性の場合には必須である。保護は、標章と標識間及び商品又はサービス間の類似性の場合についても適用されるべきである。混同の虞に関しては類似性の概念に解釈を与えるべきである。混同の虞、多数の要素次第による、特に、市場における商標の認識次第による高い評価、使用された又は登録された標識からの可能な連想、商標と標識間及び同一視された商品又はサービス間の類似性の程度がその保護のための特定の条件を構成すべきである。

(9) 商品の自由な流通の原則からすれば、共同体商標の所有者は、その商標の下に自己が又はその同意を得て共同体に流通させている商品について、所有者にとって商品を更に市場に出すことに反対する正当な理由がある場合を除き、第三者の使用を禁止することはできないということになる。

(10) 商標が実際に使用されている場合を除き、共同体商標又は共同体商標よりも前に登録されている商標を保護するための正当性はない。

(11) 共同体商標は、それによって指定されている商品又はサービスに係る事業とは別に存在する所有権の対象とみなされるべきである。従って、共同体商標は、移転の結果として公衆が誤認させられることを防止すべき優先的な必要性に従うことを条件として、移転することができるようにすべきである。それはまた、第三者のために担保の対象とすることができ、また、ライセンスの対象とすることができるようにすべきである。

(12) 全ての商標に関し、本規則により創設される商標法を実施するために、共同体水準での管理措置が必要とされる。従って、共同体の現存する制度上の組織及び権限の均衡を保持しつつ、技術的事項については独立し、かつ、法律上、行政上及び財政上の自主性を有する欧州共同体商標意匠庁(以下「商標意匠庁」という)を設立することが必須である。このために、商標意匠庁は、法人格を有し、本規則により与えられる実施権限を行使する共同体の機関になるべきであること、及び共同体組織によって行使される権限を減じることなく、共同体法の枠組みの中で運用することが必要であり、かつ、適切である。

(13) 商標意匠庁が行った決定により影響を受ける者は、商標法の特性に適した方法で法律により保護されることを確実にする必要がある。そのために、審査官及び商標意匠庁の種々の部署の決定に対し審判請求をするための規定が設けられている。決定の争われている部署がその決定を訂正しない場合は、当該部署は商標意匠庁の審判部に審判請求を移送し、審判部はそれについて決定することになる。審判部の決定は、順次、争われている決定を無効とし又は変更するための管轄権を有する欧州共同体の司法裁判所に対する訴訟に法的に従う義務がある。

(14) 欧州共同体条約第 225 条第 1 段落に基づいて、欧州共同体の第 1 審裁判所は第 1 審において、司法パネルに割り当てられた訴訟及び司法裁判所に法令により留保された訴訟を除き、特に欧州共同体条約第 230 条にいう訴訟を審理して決定する管轄権を有する。審判部の決定を取消及び変更するために本規則が司法裁判所に与える管轄権は、裁判所によって第 1 審において相応に行使されるべきである。

(15) 共同体商標の保護を強化するために、加盟国は、自国の国内制度を顧慮して、共同体商標の侵害及び効力の事項について管轄権を有する、できる限り限定した数の第 1 審及び第 2 審の国内裁判所を指定すべきである。

(16) 共同体商標の効力及び侵害に関する決定は、裁判所と商標意匠庁の側での矛盾した決定を防止し、かつ、共同体商標の単一性を揺るがせないことを確実にする唯一の方法であるが故に、効力を有し、かつ、共同体の全域を包含しなければならない。管轄権並びに民事及び商事の判決の承認及び執行に関する 2000 年 12 月 22 日理事会規則(EC)No. 44/2001 は、本規則が前記規則を害する場合を除き、共同体商標に関する法律による全ての訴訟に適用されるものとする。

(17) 矛盾した判決は、同一の行為及び同一の当事者が関係し、かつ、共同体商標及び並行する国内商標を基礎として提起される訴訟において避けられるべきである。この目的のため

に、訴訟が同一の加盟国において提起されるときは、これが達成されるべき方法は、本規則により害されない国内の手続規則である一方、訴訟が異なった加盟国に提起されるときは、係争中の訴訟に関する規則を模した規定及び規則(EC)No. 44/2001 の訴訟に関係した規定が適切と思われる。

(18) 商標意匠庁の完全な自主性及び独立性を保証するために、収入が制度の利用者によって納付される手数料から主に得られる自主的な予算を認めることが必要であるとみなされる。ただし、共同体の予算手続は、欧州共同体の一般予算に請求することができる交付金に関係する限り、引き続き適用することができる。更に、会計監査は、会計監査院によって遂行されるべきである。

(19) 本規則の実施に必要な措置は、特に手数料規則及び実施規則について、欧州共同体委員会に与えられた実施権限を行使するための手続を定めている 1999 年 6 月 28 日理事会決定 1999/468/EC に従い採択されるべきである。

前述の故を以て、本規則を採択した。

第 I 編 総則

第 1 条 共同体商標

(1) 本規則に含まれる条件に従い、かつ、ここに定める方法で登録される商品又はサービスについての商標は、以下「共同体商標」という。

(2) 共同体商標は、単一性を有するものとする。それは、共同体全域において等しい効力を有するものとする。共同体商標は、共同体全域以外には登録、移転又は放棄されることはなく、所有者の権利を取り消すか又はそれを無効と宣言する決定の対象とはならず、また、その使用を禁止されることもない。この原則は、本規則に別段の規定がない限り、適用されるものとする。

第 2 条 商標意匠庁

欧州共同体商標意匠庁(以下「商標意匠庁」という)がこれにより設立されるものとする。

第 3 条 行為能力

本規則を施行するため、会社、企業、その他の法的団体は、これらを規制する法律の用語に基づいて、これらが自己の名称であらゆる種類の権利義務を有し、契約を締結し又はその他の法律行為を行い、訴え及び訴えられる能力を有するときは、法人であるとみなされる。

第 II 編 商標に関する法律

第 1 節 共同体商標の定義及び共同体商標の取得

第 4 条 共同体商標を構成することができる標識

共同体商標は、視覚的に表示可能な何らかの標識、特に、個人の名称を含む語、模様、文字、数字、商品又はその包装の形状により構成することができる。ただし、それらの標識が 1 企業の商品又はサービスを他の企業のそれらと識別できることを条件とする。

第 5 条 共同体商標の所有者になることができる者

自然人又は法人は、公法に基づいて設立された公共事業体を含め、共同体商標の所有者になることができる。

第 6 条 共同体商標を取得する手段

共同体商標は、登録によって取得されるものとする。

第 7 条 絶対的拒絶理由

(1) 次のものは、登録することができない。

(a) 第 4 条の要件に従わない標識

(b) 識別性を欠く商標

(c) 商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期、又は商品又はサービスのその他の特徴を示すために取引上使用されることがある標識又は表示のみからなる商標

(d) 通用語において又は善意のかつ確立した商慣習において常用されるようになっている標識又は表示のみからなる商標

(e) 次の形状のみからなる標識

(i) 商品そのものの性質から生じる形状

(ii) 技術的成果を得るために必要な商品の形状

(iii) 商品に本質的価値を与える形状

(f) 公共政策又は一般に是認された道德規範に反する商標

(g) 公衆を、たとえば、商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について欺瞞するような性質の商標

(h) 権限を有する当局によって許可されていない商標であって、工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という)第 6 条の 3 に従い拒絶されるべきもの

(i) パリ条約第 6 条の 3 に規定するもの以外の記章、紋章又は紋章入りの盾を含む商標であって、特定の公共の利益のためのもの。ただし、その登録について権限を有する当局の同意がある場合は、この限りでない。

(j) ぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する地理的表示を含み又はそれよりなる商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒についてのもの

(k) 農産物及び食品についての地理的表示及び原産地呼称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日理事会規則(EC)No 510/2006 に従って登録された、原産地呼称又は地理的表示を含み又はそ

れより成る商標であって、商標登録出願が原産地呼称又は地理的表示の登録申請の委員会への提出後に行われていることを条件として、当該商標が前記規則第 13 条に記載され、かつ、同一種類の製品に関する状況の 1 に対応しているとき

(2) (1)は、不登録事由が共同体の一部にのみ存在するときであっても、適用される。

(3) (1) (b), (c)及び(d)は、求めている登録の対象である商品又はサービスについて商標が使用された結果、その商標が識別性を有するものとなっているときは、適用されない。

第 8 条 相対的拒絶理由

(1) 先の商標の所有者による異議申立に基づいて、次の場合は、出願商標は登録されないものとする。

(a) その商標が先の商標と同一であって、登録出願の対象である商品又はサービスと保護されている先の商標の対象である商品又はサービスとが同一である場合

(b) その商標と先の商標との同一性又は類似性及びこれらの商標により包含された商品若しくはサービスの同一性又は類似性のために、先の商標が保護されている領域において公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合。この場合の混同の虞は、先の商標との連想を生じる虞を含む。

(2) (1)の適用上、「先の商標」とは次のものをいう。

(a) 次の種類の商標であって、該当する場合は、これらの商標について主張された優先権を考慮して、当該共同体商標の登録出願日より先の登録出願日を有するもの

(i) 共同体商標

(ii) 加盟国において、又はベルギー、オランダ若しくはルクセンブルクの場合はベネルクス知的所有権庁において登録された商標

(iii) 加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標

(iv) 共同体において効力を有する国際協定に基づいて登録された商標

(b) 登録されることを条件として、(a)にいう商標の出願

(c) 当該共同体商標の登録出願の日に、又は該当する場合は、当該共同体商標の登録出願について主張されている優先日に、パリ条約第 6 条の 2 において用いられている「広く認識されている(周知)」の用語の意味で加盟国において広く認識されている商標

(3) 商標に係る権利を有する者の代理人又は代表者が、その商標に係る権利を有する者の同意を得ないで、その商標について自己の名義による登録の出願をした場合は、その商標に係る権利を有する者による異議申立に基づいて、その商標を登録しないものとする。ただし、その代理人又は代表者がその行為につきそれが正当であることを明らかにした場合は、この限りでない。

(4) 単なる 1 地方を超えて業として使用されている無登録商標又はその他の標識の所有者による異議申立があったときは、次の場合に限り、当該出願商標は、共同体法令又はその標識を規制する加盟国の法律に従い、登録されないものとする。

(a) その標識に対する権利が共同体商標の登録出願日前に、又は共同体商標の登録出願について主張された優先日前に取得された場合

(b) その標識により事後の商標の使用を禁止する権利がその所有者に与えられる場合

(5) 更に、(2)の意味における先の商標の所有者の異議申立に基づいて、出願商標は、それが先の商標と同一又は類似であって登録されている先の商標の対象である商品若しくはサー

ビスと同一又は類似でない商品若しくはサービスについて登録されようとしている場合、先の共同体商標に関してはその商標が共同体において名声を得ており、また、先の国内商標に関してはその商標が関係する加盟国において名声を得ている場合、及び出願商標を正当な理由なく使用することがその先の商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害することになる場合は、登録されないものとする。

第2節 共同体商標の効力

第9条 共同体商標により付与される権利

(1) 共同体商標は、その所有者にその商標についての排他権を与える。所有者は、自己の同意を得ないで全ての第三者が次の標識を業として使用することを阻止する権利を有する。

(a) 何らかの標識であって、登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスに関して共同体商標と同一のもの

(b) 何らかの標識であって、共同体商標と当該標識との同一性又は類似性、並びに共同体商標及び当該標識により包含された商品又はサービスの同一性又は類似性のために、公衆の側に混同を生じる虞が存在する場合のもの。この場合の混同の虞には、その標識と商標との間に連想の虞があるときを含む。

(c) 何らかの標識であって、共同体商標が共同体において名声を得ている場合及び当該標識の正当な理由のない使用が共同体商標の識別性若しくは名声を不正に利用し又は害する場合は、登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して共同体商標と同一又は類似のもの

(2) 次の事項は、特に、(1)に基づいて禁止することができる。

(a) 当該標識を商品又はその包装に付すこと

(b) 当該標識の下に、商品を提供すること、商品を市販すること若しくはこれらの目的のために貯蔵すること又はサービスを提供若しくは供給すること

(c) 当該標識の下に、商品を輸入又は輸出すること

(d) 当該標識を取引書類及び広告に使用すること

(3) 共同体商標により与えられる権利は、その商標登録の公告の日から第三者に対抗することができるものとする。ただし、共同体商標出願の公告日後に生じた行為に関しては適切な賠償金を請求することができ、その行為は、商標登録の公告後にその公告によって禁止される。当該事件の提起を受けた裁判所は、登録が公告されるまで事件の実体について決定することができない。

第10条 辞書における共同体商標の複製

辞書、百科事典又はその他の同様な参考書籍における共同体商標の複製が、登録されている商標の対象である商品又はサービスの一般名称であるとの印象を与える場合は、共同体商標の所有者の請求により、その書籍の発行者は、遅くともその書籍の次の版において、その商標の複製にそれが登録商標である旨の表示を付すことを保証しなければならない。

第11条 代理人又は代表者の名義により登録された共同体商標の使用の禁止

共同体商標の所有者である者の代理人又は代表者が、当該所有者の許諾を得ないで、自己の

名義でその商標を登録した場合であって、当該所有者がその商標の使用について許諾していないときは、当該所有者は、その代理人又は代表者によるその商標の使用に対し異議申立をすることができる。ただし、その代理人又は代表者がその行為につき正当であることを明らかにした場合は、この限りでない。

第 12 条 共同体商標の効力の制限

共同体商標は、その所有者に第三者が次のものを業として使用することを禁止する権利を与えるものでない。

- (a) 自己の名称又は住所
 - (b) 商品の種類、品質、数量、用途、価格、原産地、生産時期、サービスの提供時期、又は商品又はサービスのその他の特徴に関する表示
 - (c) 商品又はサービスの用途、特に付属品又は部品として表示する必要がある場合の商標。
- ただし、その者がそれらを工業上又は商業上の誠実な慣行に従い使用することを条件とする。

第 13 条 共同体商標により付与される権利の消尽

- (1) 共同体商標は、その所有者により又はその同意を得てその商標の下に共同体において市販された商品について、その商標の使用を禁止する権利をその所有者に与えるものではない。
- (2) 所有者が商品を更に市場に出すことに対し反対する合法的な理由がある場合、特に、商品が市販された後に、商品の状態が変更され又は損なわれた場合は、(1)は適用されない。

第 14 条 侵害に関する国内法の補充的適用

- (1) 共同体商標の効力は、本規則の規定によってのみ規制される。その他の点で、共同体商標の侵害については、第 X 編の規定に従い国内商標の侵害に関する国内法によって規制される。
- (2) 特に、民事責任及び不公正競争に関する加盟国の法律に基づいて訴訟が提起されている共同体商標に関しては、本規則が訴訟を阻止することはない。
- (3) 適用すべき手続規則は、第 X 編の規定に従い決定されるものとする。

第 3 節 共同体商標の使用

第 15 条 共同体商標の使用

- (1) 登録後 5 年の期間内に、所有者が登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスについて共同体において共同体商標の真正な使用をしていなかった場合、又は 5 年の期間中継続してその使用を中止していた場合は、共同体商標は、本規則に定める制裁の対象になる。ただし、不使用について正当な理由があるときは、この限りでない。
- (2) 次の場合も、(1)の意味における使用を構成する。
 - (a) 商標が登録された際の形態における商標の識別性を変更しない要素において異なる形態での共同体商標の使用
 - (b) 輸出の目的のためにのみ共同体において商品又はその包装に共同体商標を付すこと
 - (3) 所有者の同意を得た共同体商標の使用は、所有者による使用を構成するものとみなす。

第4節 所有権の対象としての共同体商標

第16条 共同体商標の国内商標としての扱い

(1) 第17条から第24条までに別段の規定がない限り、所有権の対象としての共同体商標は、その全体において、かつ、共同体の全域について、共同体商標の登録簿に従い、次の加盟国において登録された国内商標として取り扱われるものとする。

(a) 当該日に所有者が所在地若しくは住所を有している加盟国

(b) (a)が適用されない場合は、当該日に所有者が施設を有している加盟国

(2) (1)により規定されていない場合は、同項にいう加盟国は、商標意匠庁が所在している加盟国とする。

(3) 2以上の者が共同所有者として共同体商標の登録簿に登録されている場合は、(1)は最初に記載されている共同所有者に適用されるものとする。これを欠くときは、共同所有者が登録されている順序により次位の共同所有者に適用される。(1)が共同所有者の何れにも適用されない場合は、(2)が適用される。

第17条 移転

(1) 共同体商標は、登録されているその対象である商品又はサービスの一部又は全部について、事業の移転とは別に、移転することができる。

(2) 事業全体の移転は、移転を規制する法律に従い、反対の合意又は明確に別途指示する事情がある場合を除き、共同体商標の移転を含むものとする。本規定は、事業の移転に対する契約上の義務に適用する。

(3) (2)を害することなく、共同体商標の譲渡は、それが判決の結果であるときを除き、書面により行うものとし、契約当事者の署名を必要とする。その他の場合は、その譲渡は無効とする。

(4) 移転のために、登録されている共同体商標の対象である商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地について公衆を誤認させる虞があることが移転書面から明確である場合は、商標意匠庁はその移転を登録しないものとする。ただし、承継人が、共同体商標の登録を誤認させる虞のない商品又はサービスに限定することに同意する場合は、この限りでない。

(5) 移転については、当事者の1人の請求により、登録簿に登録して公告する。

(6) 移転が登録簿に登録されない限り、権原承継人は、共同体商標の登録から生じる権利を援用することができない。

(7) 商標意匠庁に対し遵守すべき期限が存在する場合は、商標意匠庁が移転の登録申請を一旦受領すれば、権原承継人は相応の陳述をすることができる。

(8) 第79条に従い、共同体商標の所有者に対する通知を必要とする全ての書類は、所有者として登録されている者に宛てられるものとする。

第18条 代理人の名義により登録された商標の移転

商標の所有者である者の代理人又は代表者が、当該所有者の許可を得ないで、自己の名義で共同体商標を登録した場合は、商標の所有者は、その登録の自己への譲渡を請求する権利を有する。ただし、当該代理人又は代表者が自らの行為につきそれが正当であることを明らかにしたときは、この限りでない。

第 19 条 対物的権利

- (1) 共同体商標は、事業から独立して、担保に供し又は対物的権利の対象とすることができる。
- (2) (1)にいう権利は、当事者の 1 の請求により、これを登録簿に登録して公告する。

第 20 条 強制執行

- (1) 共同体商標は、強制執行により差し押さえることができる。
- (2) 共同体商標の強制執行についての手続に関しては、第 16 条に従い決定される加盟国の裁判所及び当局が専属管轄権を有する。
- (3) 当事者の請求により、強制執行は登録簿に登録して公告する。

第 21 条 破産手続

- (1) 共同体商標が関わる可能性がある唯一の破産手続は、債務者がその主な権利を有する領域を抱える加盟国において開始されるものである。
ただし、債務者が保険会社の再編及び解散に関する 2001 年 3 月 19 日欧州議会及び理事会の指令 2001/17/EC 並びに信用保証機関の再編及び解散に関する 2001 年 4 月 4 日欧州議会及び理事会の指令 2001/24/EC において各々定義された保険会社又は信用保証機関である場合は、共同体商標が関わる可能性がある唯一の破産手続は、当該保険会社又は信用保証機関が認可されている同盟国において開始されるものである。
- (2) 共同体商標の共有の場合は、(1)を共同所有者の持分に適用する。
- (3) 共同体商標が破産手続に含まれる場合は、権限を有する国内当局の請求により登録簿にこの旨の記載を行い、第 89 条にいう共同体商標公報により公告する。

第 22 条 ライセンス許諾

- (1) 共同体商標は、登録されているその対象である商品若しくはサービスの一部又は全部について及び共同体の全域又は一部についてライセンス許諾をすることができる。ライセンス許諾は、排他的又は非排他的とすることができる。
- (2) 共同体商標の所有者は、そのライセンス許諾契約における規定に違反するライセンシーに対し、次に関して当該商標により付与された権利を援用することができる。
 - (a) その期間
 - (b) 使用できる商標の登録に包含された形態
 - (c) 許諾されたライセンスの対象である商品又はサービスの範囲
 - (d) 商標を付すことができる領域、又は
 - (e) ライセンシーが生産する商品若しくは提供するサービスの品質
- (3) ライセンス許諾契約の規定を害することなく、ライセンシーは、共同体商標の所有者が同意した場合にのみ、その商標の侵害について訴訟を提起することができる。ただし、商標の所有者が、正式の通知後、適切な期間内に自ら侵害訴訟の手続をとらない場合は、排他的ライセンスの所有者は当該訴訟を提起することができる。
- (4) ライセンシーは、自己が受けた損害の賠償を請求するため、共同体商標の所有者が提起した侵害訴訟に参加する資格を有する。
- (5) 共同体商標に関するライセンスの許諾又は移転は、当事者の一方の請求により、登録簿

に登録して公告する。

第 23 条 第三者に対する効力

(1) 共同体商標に関して第 17 条、第 19 条及び第 22 条にいう法的行為は、登録簿に登録した後にも、全ての加盟国において第三者に対して効力を有する。ただし、当該行為は、それが登録される前は、その行為の日後に商標に係る権利を取得したが、その権利を取得した日にその行為を知っていた第三者に対して効力を有する。

(2) (1)は、事業全体の移転若しくはその他一般承継により共同体商標又は共同体商標に関する権利を取得する者の場合は、適用しないものとする。

(3) 第 20 条にいう法的行為の第三者に対する効力は、第 16 条に従い決定される加盟国の法律によって規制される。

(4) 破産の分野における加盟国についての共通規則が効力を生じるときまでは、破産又は同様の手続の第三者に対する効力は、国内法又はこの分野で適用される条約の意味におけるそのような手続が最初に行われた加盟国の法律によって規制される。

第 24 条 所有権の対象としての共同体商標出願

第 16 条から第 23 条までは、共同体商標出願に適用される。

第 III 編 共同体商標出願

第 1 節 出願及びそれに適用される条件

第 25 条 出願の提出

- (1) 共同体商標出願は、出願人の選択により、次の何れかに提出しなければならない。
- (a) 商標意匠庁
 - (b) 加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス知的所有権庁。この方法による出願は、それが同日に商標意匠庁になされた場合と同一の効力を有する。
- (2) 出願が加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス知的所有権庁になされた場合は、当該庁は、出願後 2 週間以内にそれを商標意匠庁に転送するためにあらゆる処置をとらなければならない。当該庁は、出願を受領して転送するための行政上の費用を超えない範囲で手数料を出願人に請求することができる。
- (3) 出願後 2 月を超えて商標意匠庁に到達した(2)にいう出願は、当該出願が商標意匠庁に到達した日に出願されたものとみなす。
- (4) 欧州共同体委員会は、規則(EC)N0. 40/94 の施行の 10 年後に、共同体商標出願制度の運用状況について、本制度の修正提案と共に、報告書を作成する。

第 26 条 出願が遵守すべき条件

- (1) 共同体商標出願には、次のものを含めなければならない。
- (a) 共同体商標登録の願書
 - (b) 出願人を特定する情報
 - (c) 求める登録の対象である商品又はサービスの一覧
 - (d) 商標の表示
- (2) 共同体商標出願には、出願手数料及び該当する場合は 1 又は 2 以上の分類手数料の納付を必要とする。
- (3) 共同体商標出願は、第 162 条(1)にいう実施規則(以下「実施規則」という)に定める条件を満たさなければならない。

第 27 条 出願日

共同体商標の出願日は、出願人が第 26 条(1)に指定される情報に関する書類を商標意匠庁に提出した日とし、出願が加盟国の中央工業所有権庁又はベネルクス知的所有権庁になされた場合は、前記書類の提出日から 1 月以内に出願手数料を納付することを条件として、当該庁に出願をした日とする。

第 28 条 分類

共同体商標出願の対象である商品及びサービスについては、実施規則に指定する分類制度に従って分類しなければならない。

第2節 優先権

第29条 優先権

(1) パリ条約又は世界貿易機関の設立協定の何れかの締約国において若しくは締約国に関して正規に商標出願をした者又はその権原承継人は、その出願の対象である商品若しくはサービスと同一の又はそれに含まれる商品若しくはサービスについて同一の商標を共同体商標として出願する目的で、最初の出願日から6月の期間中優先権を享受する。

(2) 出願をした国の国内法に基づいて又は2国間若しくは多国間の条約に基づいて正規の国内出願と同等とされる各出願は、優先権を生じさせると認められる。

(3) 正規の国内出願とは、出願結果の如何を問わず、出願をした日付を確定するために十分な何らかの出願をいう。

(4) 同一の商品又はサービスについて最初の出願の対象となっていた商標であって、同一国において又は同一国に関して出願されたものの後の出願は、先の出願が、公衆の閲覧に供されないで、かつ、如何なる権利をも存続させないで、後の出願の日までに取り下げられ、放棄され又は拒絶されたこと、及び当該先の出願がまだ優先権主張の基礎とされていないことを条件として、優先権を決定するための最初の出願とみなされる。その後は、先の出願は、優先権の主張の基礎とすることができない。

(5) 最初の出願がパリ条約又は世界貿易機関の設立協定の締約国でない国においてなされた場合は、(1)から(4)までは、その国が、公表された認定に従い、商標意匠庁になされた最初の出願を基礎とし、かつ、本規則に定める条件と同等の条件に従うことを条件として、同等の効力を有する優先権を認める限りにおいてのみ、適用される。

第30条 優先権の主張

先の出願の優先権を享受しようとする出願人は、優先権の宣言及び先の出願の写しを提出しなければならない。先の出願の言語が商標意匠庁の言語の1でない場合は、出願人は、商標意匠庁の言語の1による当該先の出願の翻訳文を提出しなければならない。

第31条 優先権の効果

優先権は、何れの権利が優先するかを立証する目的で、優先日が共同体商標の出願日とみなされるという効果を有する。

第32条 共同体出願と国内出願との同等性

出願日を与えられた共同体商標出願は、加盟国において正規の国内出願と同等のものとされ、該当する場合は、共同体商標出願についての優先権主張を伴う。

第3節 博覧会による優先権

第33条 博覧会による優先権

(1) 共同体商標の出願人は、1928年11月22日パリで署名され、1972年11月30日に最終改正された国際博覧会に関する条約の条件に該当する公式又は公認の国際博覧会で出願商標の下に商品又はサービスを展示した場合において、出願商標の下に商品又はサービスを最初

に展示した日から 6 月の期間内に出願をしたときは、第 31 条の意味における日から優先権を主張することができる。

(2) (1)により優先権を主張しようとする出願人は、実施規則に定める条件に基づいて、出願商標の下に商品又はサービスを展示したことの証拠を提出しなければならない。

(3) 加盟国又は第三国において認められた博覧会による優先権は、第 29 条に定める優先期間を延長するものではない。

第 4 節 国内商標の先順位の主張

第 34 条 国内商標の先順位の主張

(1) ベネルクス諸国において登録された商標を含め、加盟国において登録されたか又は加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標の所有者であって、登録されている先の商標の対象である商品又はサービスと同一若しくはそれに含まれる商品又はサービスについて共同体商標として同一の商標の登録出願をする者は、先の商標がその国において又はその国について登録されている加盟国に関して共同体商標について当該先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 先順位は、本理事会規則に基づいて、共同体商標の所有者が先の商標を放棄し又は消滅させる場合において、先の商標が継続して登録されていたときは、その者が有していた筈のものと同一の権利を継続して有していたものとみなすという唯一の効果を有する。

(3) 共同体商標について主張された先順位は、先順位を主張した先の商標が取り消され若しくは無効を宣言されたとき又は共同体商標の登録前に放棄されたときは、消滅する。

第 35 条 共同体商標の登録後における先順位の主張

(1) ベネルクス諸国において登録された商標を含め、加盟国において登録された先の同一商標の所有者であるか、又は加盟国において効力を有する国際登録をされた先の同一商標の所有者である共同体商標の所有者は、登録されている先の商標の対象である商品又はサービスと同一又はそれに含まれる商品又はサービスについて、先の商標がその国において又はその国について登録された加盟国に関して当該先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 第 34 条(2)及び(3)を適用する。

第 IV 編 登録手続

第 1 節 出願の審査

第 36 条 出願条件の審査

- (1) 商標意匠庁は、次の事項について審査する。
- (a) 共同体商標出願が第 27 条に従い出願日の付与に関する要件を満たしているか否か
 - (b) 共同体商標出願が本規則に定める条件及び実施規則に定める条件を満たしているか否か
 - (c) 該当する場合は、分類手数料が所定の期間内に納付されているか否か
- (2) 共同体商標出願が(1)にいう要件を満たしていない場合は、商標意匠庁は、出願人に所定の期間内に欠陥又は納付不履行を是正するよう請求する。
- (3) (1) (a)により認定された欠陥又は納付不履行が所定の期間内に是正されない場合は、その出願は共同体商標出願として処理されないものとする。出願人が商標意匠庁の要求に従う場合は、商標意匠庁は、認定された欠陥又は納付不履行が是正された日を出願日として付与する。
- (4) (1) (b)により認定された欠陥が所定の期間内に是正されない場合は、商標意匠庁はその出願を拒絶する。
- (5) (1) (c)により認定された納付不履行が所定の期間内に是正されない場合は、その出願は取下とみなされる。ただし、納付額が対象にしようとする商品又はサービスの範疇が明確である場合は、この限りでない。
- (6) 優先権主張に関する要件を満たさない場合は、その出願について優先権を喪失する結果となる。
- (7) 国内商標の先順位に関する要件を満たさない場合は、その出願について当該権利を喪失する結果となる。

第 37 条 絶対的拒絶理由に関する審査

- (1) 第 7 条に基づいて、商標が共同体商標出願により包含された商品又はサービスの一部又は全部について商標登録に不適切である場合は、その出願は、それら商品又はサービスについて拒絶されるものとする。
- (2) 商標が識別性のない要素を含んでいる場合及び当該要素を商標中に含むことが商標の保護の範囲について疑義を生じかねない場合は、商標意匠庁は、前記商標の登録の条件として、出願人がそのような要素に対する排他権を放棄する旨を宣言するよう要求することができる。如何なる権利放棄も、共同体商標の出願又は場合に応じて登録と共に公告するものとする。
- (3) 出願人にその出願を取り下げ若しくは補正し又は所見を提出する機会を与える前に、出願を拒絶してはならない。

第 2 節 調査

第 38 条 調査

- (1) 商標意匠庁は、出願日を付与したときは、出願共同体商標の登録に対し第 8 条に基づいて援用することができる発見した先の共同体商標又は共同体商標出願を引用した共同体調査

報告書を作成する。

(2) 共同体商標出願時に、出願人が加盟国の中央工業所有権庁による調査報告書も作成するよう請求し、かつ、適切な調査手数料が出願手数料の納付期限内に納付されている場合は、商標意匠庁は、商標出願に出願日を付与し次第、その写を、共同体商標について自国の商標登録簿を調査することの決定を商標意匠庁に通知している各加盟国の中央工業所有権庁に送付する。

(3) (2)にいう各中央工業所有権庁は、共同体商標出願を受理した日から 2 月以内に、商標意匠庁に対し、出願共同体商標の登録に対し第 8 条に基づいて援用することができる発見した先の国内商標若しくは国内商標出願を引用するか、又は調査の結果そのような権利が明らかにされなかったことを記述する調査報告書を伝達する。

(4) (3)にいう調査報告書は、第 126 条(1)に定める管理委員会(以下「管理委員会」という)に諮問した後、商標意匠庁が作成した標準様式により作成されるものとする。この様式の実質的内容は実施規則に規定する。

(5) (3)に従い各中央工業所有権庁が行う各調査報告については、商標意匠庁が当該各庁に料金を支払うものとする。料金の額は、各庁について同額とし、加盟国の代表の 4 分の 3 以上の多数決により採択された決定により予算委員会が定めるものとする。

(6) 商標意匠庁は、共同体調査報告書及び(3)に定める期限内に受領した請求済の何れの国内調査報告書も、共同体商標の出願人に遅滞なく送付する。

(7) 商標意匠庁が出願人に調査報告書を送付した日から 1 月の期間が満了する前には共同体商標出願の公告をすることはできないが、当該公告に基づいて、商標意匠庁は、先の共同体商標の所有者又は共同体調査報告書において引用された共同体商標の所有者に対し、共同体商標出願の公告を通知する。

第 3 節 出願の公告

第 39 条 出願の公告

(1) 共同体商標出願が従わなければならない条件を満たしている場合において、第 38 条(7)にいう期間が満了しているときは、その出願は、第 37 条により拒絶されない範囲で公告される。

(2) 公告後に、第 37 条に基づいて出願が拒絶される場合は、拒絶された旨の決定は、それが確定したときに公告される。

第 4 節 第三者による所見及び異議申立

第 40 条 第三者による所見

(1) 共同体商標出願の公告後は、何れの自然人又は法人及び製造者、生産者、サービスの提供者、取引業者若しくは需要者を代表する集団若しくは団体も、第 7 条に基づく理由、特に、商標が職権により登録されるべきでない理由を説明した所見書を商標意匠庁に提出することができる。これらの者は、商標意匠庁における手続の当事者とはならないものとする。

(2) (1)にいう所見書は、出願人に通知されるものとし、出願人はそれに対して意見を述べることができる。

第41条 異議申立

(1) 共同体商標出願の公告後3月以内に、次の者は、第8条に基づいて登録することができないという理由により、その商標の登録に対し異議申立をすることができる。

(a) 第8条(2)にいう先の商標の所有者及び第8条(1)及び(5)に関してその所有者が許諾したライセンスー

(b) 第8条(3)にいう商標の所有者

(c) 第8条(4)にいう先の標章又は標識の所有者及び関係国内法に基づいてこれらの権利の行使を認められた者

(2) (1)に定める条件に従うことを前提として、第43条(2)第2文に従い補正された出願の公告の場合にも、商標の登録に対する異議申立をすることができる。

(3) 異議申立は、書面により提出しなければならないが、かつ、その理由を明記しなければならない。異議申立は、異議申立手数料が納付されるまで正規に申し立てられたものとはみなさない。異議申立人は、商標意匠庁が定める期間内に、自己の立場を支える事実、証拠及び論拠を提出することができる。

第42条 異議申立の審査

(1) 異議申立の審査において、商標意匠庁は、必要とする度に、当事者に対して相手方又は商標意匠庁が発した通信について、商標意匠庁が定める期間内に所見を提出するよう求める。

(2) 出願人が請求する場合は、異議申立をした先の共同体商標の所有者は、共同体商標出願の公告日前5年間に、登録されている当該先の共同体商標の対象である商品又はサービスについてその商標を共同体において誠実に使用しており、その商標を自己の異議申立の正当化のために引用することの証拠、又は当該先の共同体商標が前記公告日に5年間以上登録されていることを条件として、不使用について正当な理由が存在することの証拠を提出しなければならない。この旨の証拠の提出がない場合は、異議申立は棄却されるものとする。登録されている当該先の共同体商標の対象である商品又はサービスの一部のみについて使用されていた場合は、当該商標は、異議申立の審査上当該一部の商品又はサービスについてのみ登録されているものとみなす。

(3) (2)は、共同体における使用に代えて先の国内商標が保護されている加盟国における使用をもって、第8条(2)(a)にいう先の国内商標に適用する。

(4) 商標意匠庁は、適切と考えるときは、当事者に対し、友好的な和解をするよう求めることができる。

(5) 異議申立の審査が共同体商標出願の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標を登録することができない旨を明らかにするものである場合は、当該商品又はサービスに関してその出願を拒絶する。その他の場合は、異議申立は棄却される。

(6) 出願を拒絶する決定は、それが確定したときに公告される。

第5節 出願の取下、限定、補正及び分割

第43条 出願の取下、限定及び補正

(1) 出願人は、いつでも、自己の共同体商標出願を取り下げ又はそれに含まれる商品若しくはサービスの一覧を限定することができる。出願が既に公告されている場合は、その取下又

は限定も公告される。

(2) その他の点においては、共同体商標は、出願人の請求により、出願人の名称及び宛先、語句若しくは複写の誤り又は明白な錯誤を訂正することによってのみ、その補正をすることができる。ただし、これらの訂正がその商標を実質的に変更せず、又は商品若しくはサービスの一覧を拡大しないことを条件とする。補正が、商標の表示又は商品若しくはサービスの一覧に影響を及ぼし、かつ、出願の公告後になされた場合は、当該商標出願は補正されたものとして公告される。

第 44 条 出願の分割

(1) 出願人は、原出願に含まれた商品又はサービスの一部が 1 又は複数の分割出願の対象となることを宣言することにより出願を分割することができる。分割出願における商品又はサービスは、原出願に残る商品又はサービス、又は他の分割出願に含まれるそれらと重複してはならない。

(2) 分割の宣言は、次の期間中は許容されないものとする。

(a) 異議が原出願に対して申し立てられている場合において、分割出願が当該異議の申し立てられた商品又はサービスの間分割を導入する効果を有するときは、異議部の決定が確定するか又は異議手続が別途最終的に終結するまでの期間

(b) 実施規則に定める期間中

(3) 分割の宣言は、実施規則に定める規定に従わなければならない。

(4) 分割の宣言には手数料の納付を要する。当該宣言は、手数料が納付されるまでは行われていないものとみなす。

(5) 分割は、それが原出願に関し商標意匠庁が保管するファイルに記録された日に、効力を生じるものとする。

(6) 商標意匠庁が分割の宣言を受領する日前に原出願に関して提出された全ての請求及び申請並びに納付された全手数料はまた、分割出願に関して提出され又は納付されたものともみなす。分割の宣言を受領された日前に正規に納付された原出願についての手数料は、還付されないものとする。

(7) 分割出願は、原出願の出願日並びに何れの優先日及び先順位の日も保持する。

第 6 節 登録

第 45 条 登録

出願が本規則の要件を満たしている場合で、かつ、第 41 条(1)にいう期間内に異議申立の通知がなされていない場合又は異議申立が最終決定により拒絶されている場合は、商標は共同体商標として登録される。ただし、所定の期間内に登録手数料が納付されていることを条件とする。所定の期間内に登録手数料が納付されていない場合は、出願は取下とみなす。

第 V 編 共同体商標の存続期間，更新，変更及び分割

第 46 条 登録の存続期間

共同体商標は，出願日から 10 年間登録されるものとする。登録は，第 47 条に従い更に 10 年間更新することができる。

第 47 条 更新

- (1) 共同体商標の登録は，商標所有者又はその所有者が明確に許諾した者の請求により，手数料を納付していることを条件として，更新されるものとする。
- (2) 商標意匠庁は，共同体商標の所有者及び共同体商標に関して登録された権利を有する者に対し，登録の存続期間の満了前の適切な時期にその満了を通知する。この通知の不履行は，商標意匠庁の責任を伴うものではない。
- (3) 更新の請求は，保護が終了する月の末日前 6 月以内に提出しなければならない。手数料もこの期間内に支払わなければならない。これを怠ったときは，第 1 文にいう日後から更に 6 月以内に，追加手数料を同時に納付することを条件として，更新の請求を提出し手数料を納付することができる。
- (4) 登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスの一部についてのみ更新の請求が提出され若しくは手数料が納付された場合は，登録は，当該商品又はサービスのみについて更新されるものとする。
- (5) 更新は，現存の登録が満了する日の翌日から効力を生じる。更新は登録されるものとする。

第 48 条 変更

- (1) 共同体商標は，登録の期間中又はその更新時に登録簿において変更されることはない。
- (2) ただし，共同体商標が所有者の名称及び宛先を含んでいる場合は，最初に登録された商標の同一性に実質的な影響を与えないこれらの変更は，当該所有者の請求により登録することができる。
- (3) 変更の登録の公告には，変更された共同体商標の表示を含める。変更により自己の権利が影響を受けることがある第三者は，公告後 3 月の期間内にその登録について異議申立をすることができる。

第 49 条 登録の分割

- (1) 共同体商標の所有者は，原登録に含まれた商品又はサービスの一部を 1 又は複数の分割登録の対象とすることを宣言することにより登録を分割することができる。分割登録における商品又はサービスは原登録に残る商品又はサービス，又は他の分割登録に含まれるそれらと重複してはならない。
- (2) 分割の宣言は，次の期間中は許容されないものとする。
 - (a) 権利の取消を求める申請又は無効宣言を求める申請が原登録に対して商標意匠庁に申し立てられている場合において，当該分割宣言が権利の取消を求める申請又は無効宣言を求める申請が対象とする商品又はサービスの間分割を導入する効果を有するときは，取消部の決定が確定するか又は手続が別途最終的に終結するまでの期間

(b) 取消又は無効宣言を求める反訴が共同体商標裁判所に事件として提起された場合において、当該分割宣言が反訴の対象となる商品又はサービスの間分割を導入する効果を有するときは、共同体商標裁判所の判決の記載が第 100 条(6)により登録簿に記録されるまでの期間

(3) 分割の宣言は、実施規則に定める規定を遵守しなければならない。

(4) 分割の宣言には手数料の納付を必要とする。当該宣言は、手数料が納付されるまでは行われていないものとみなす。

(5) 分割は、それが登録簿に登録された日に効力を生じるものとする。

(6) 商標意匠庁が分割の宣言を受領する日前に原登録に関して提出された全ての請求及び申請並びに納付された全手数料はまた、分割登録に関して提出され又は納付されたものともみなす。分割の宣言を受領された日前に正規に納入された原登録についての手数料は、還付されないものとする。

(7) 分割登録は、原登録の出願日並びに何れの優先日及び先順位の日も保持する。

第 VI 編 放棄、取消及び無効

第 1 節 放棄

第 50 条 放棄

(1) 共同体商標は、登録されているその対象である商品又はサービスの一部又は全部について放棄することができる。

(2) 放棄は、商標の所有者が書面により商標意匠庁に対し宣言しなければならない。放棄は、それが登録簿に登録されるまでは効力を有さない。

(3) 放棄は、登録簿に登録された権利の所有者の同意があるときにのみ登録されるものとする。ライセンスが登録されている場合は、商標の所有者が自己の放棄の意思をライセンシーに対して通知したことを立証したときにのみ、放棄は登録簿に登録される。この登録は、実施規則に定める期間の満了日に行われる。

第 2 節 取消の理由

第 51 条 取消の理由

(1) 共同体商標の所有者の権利は、次の場合は、商標意匠庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として取り消されるべき旨を宣言される。

(a) 登録されている商標の対象である商品又はサービスについて、商標が共同体内において継続して 5 年の期間内に誠実に使用されておらず、不使用に正当な理由が存在しない場合。ただし、5 年の期間が満了してから当該申請又は反訴がされる間に商標の真正な使用が開始され又は再開された場合は、何人も共同体商標における所有者の権利を取り消すべき旨を主張することができない。ただし、申請又は反訴が提出されるかもしれないことを所有者が知った後のみ使用の開始又は再開の準備をした場合は、申請又は反訴の提出前 3 月以内の使用の開始又は再開であって、早くとも継続した 5 年の不使用期間が満了する日に開始されたものは、無視される。

(b) 所有者の行為又は無為の結果、登録されている商標の対象である製品又はサービスについて、その商標が取引上の普通名称となっている場合

(c) 登録されている商標の対象である商品又はサービスについて、商標がその所有者により又はその同意を得て使用された結果、その商標が、特に、商品又はサービスの性質、品質、又は原産地について公衆を誤認させる虞がある場合

(2) 登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスの一部についてのみ権利の取消理由が存在する場合は、所有者の権利は、その商品又はサービスについてのみ取り消されるべき旨を宣言される。

第 3 節 無効の理由

第 52 条 無効の絶対的理由

(1) 共同体商標は、商標意匠庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、次の場合は、無効を宣言される。

- (a) 共同体商標が第 7 条の規定に違反して登録されている場合
- (b) 出願人が悪意をもって商標の出願をしていた場合
- (2) 共同体商標が第 7 条(1)(b), (c)又は(d)の規定に違反して登録されている場合であっても、それが使用された結果、登録されているその対象である商品又はサービスについて登録後に識別性を得ているときは、無効を宣言することはできない。
- (3) 登録されている共同体商標の対象である商品又はサービスの一部についてのみ無効理由が存在する場合は、その商標は、その商品又はサービスについてのみ無効を宣言される。

第 53 条 無効の相対的理由

- (1) 共同体商標は、商標意匠庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、次の場合は、無効を宣言される。
 - (a) 第 8 条(2)にいう先の商標が存在し、かつ、それが同条(1)又は(5)に定める要件を満たしている場合
 - (b) 第 8 条(3)にいう商標が存在し、かつ、それが同項に定める要件を満たしている場合
 - (c) 第 8 条(4)にいう先の権利が存在し、かつ、それが同項に定める条件を満たしている場合
- (2) 共同体商標は、その使用が他の先の権利、特に、次の権利の保護を規制する共同体法令又は国内法に従い禁止される場合は、商標意匠庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、無効を宣言される。
 - (a) 名称権
 - (b) 個人の肖像権
 - (c) 著作権
 - (d) 工業所有権
- (3) 共同体商標は、(1)又は(2)にいう権利の所有者が、無効宣言を求める申請又は反訴の提出前に共同体商標の登録について明確に同意している場合は、無効を宣言することができない。
- (4) (1)又は(2)にいう権利の 1 の所有者が、共同体商標を無効とすべき旨の宣言を予め申請し又は侵害訴訟において反訴をしていた場合は、その者は、自己の最初の申請若しくは反訴を維持することを援用できた筈の前記権利以外の他の権利を基礎として、無効宣言を求める新たな申請を提出し又は反訴をすることができない。
- (5) 第 52 条(3)が適用される。

第 54 条 黙認の結果としての制限

- (1) 共同体商標の所有者は、継続して 5 年の期間、共同体において後の共同体商標が使用されていることを知りながらその使用を黙認していた場合は、もはや先の商標を基礎として後の商標を無効とすべき旨の宣言を申請することも、又は使用されている後の商標の対象である商品若しくはサービスについて後の商標の使用に対して対抗することもできない。ただし、後の共同体商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。
- (2) 第 8 条(2)にいう先の国内商標の所有者又は第 8 条(4)にいう他の先の標識の所有者は、継続して 5 年の期間、先の商標又は他の先の標識が保護されている加盟国において後の共同体商標が使用されていることを知りながらその使用を黙認していた場合は、もはや先の商標

若しくは他の先の標識を基礎として後の商標を無効とすべき旨の宣言を申請することも、又は使用されている後の商標の対象である商品若しくはサービスについて後の商標の使用に対して対抗することもできない。ただし、後の共同体商標の登録が悪意で出願された場合は、この限りでない。

(3) (1)及び(2)にいう場合において、後の共同体商標の所有者は、先の権利がもはや後の共同体商標に対して援用することができないとしても、先の権利の使用に対して対抗する権利を有さない。

第4節 取消及び無効の結果

第55条 取消及び無効の結果

(1) 共同体商標は、所有者の権利が取り消された範囲については、取消の申請日又は反訴日から本規則に規定する効力を有していなかったものとみなす。取消の理由の1が発生したより早い日は、当事者の1の請求により、決定において定めることができる。

(2) 共同体商標は、その商標が無効と宣言された範囲については、初めから本規則に定める効力を有していなかったものとみなす。

(3) 商標の所有者側の不注意により若しくは善意の欠如により生じた損害の賠償請求又は不当利得の何れかに関する国内法の規定に従うことを条件として、商標の取消又は無効の遡及効は、次の事項には及ばないものとする。

(a) 侵害に関する何らかの決定であって、最終決定として確定しており、かつ、その取消又は無効の決定前に執行されているもの

(b) 取消又は無効の決定前に締結された何らかの契約であって、その決定前に履行されているもの。ただし、当該契約に基づいて支払われた金額の返済については、事情により正当とされる範囲で、衡平の理由により、これを請求することができる。

第5節 取消又は無効に関する商標意匠庁における手続

第56条 取消又は無効宣言を求める申請

(1) 共同体商標の所有者の権利の取消を求める申請又は商標が無効である旨の宣言を求める申請は、次の者が商標意匠庁に提出することができる。

(a) 第51条及び第52条が適用される場合は、自然人又は法人及び製造者、生産者、サービスの提供者、取引業者又は需要者の利益を代表するために設立された集団若しくは団体であって、それを規制する法律の用語に基づいて、自己の名義で訴え及び訴えられる能力を有する者

(b) 第53条(1)が適用される場合は、第41条(1)にいう者

(c) 第53条(2)が適用される場合は、同項にいう先の権利の所有者又は関係する加盟国の法律に基づいて当該権利を行使する権原を有する者

(2) 申請は、理由を付した陳述書の形で提出しなければならない。手数料が納付されるまでは申請を提出したものとみなされない。

(3) 同一の対象事項及び訴因に関し、同一の当事者が関係している申請が加盟国の裁判所によって審理され、その最終決定が確定している場合は、取消又は無効宣言を求める申請は、

許容されないものとする。

第 57 条 申請の審査

(1) 権利の取消又は無効宣言を求める申請の審査において、商標意匠庁は、必要とする度に、当事者に対し、他の当事者からの又は商標意匠庁自身が発した通信について商標意匠庁が定める期間内に所見を提出するよう求める。

(2) 共同体商標の所有者が請求するときは、無効手続の当事者となっている先の共同体商標の所有者は、無効宣言を求める申請の日前 5 年の期間中に、登録されている先の共同体商標の対象である商品又はサービスであって、かつ、自己の申請の正当性のために引用する商品又はサービスについて、先の共同体商標が共同体において誠実に使用されていたことの証拠、又は先の共同体商標がその申請日現在で 5 年間以上登録されていることを条件として、不使用について正当な理由が存在することの証拠を提出しなければならない。共同体商標出願が公告された日に、先の共同体商標が 5 年間以上登録されていた場合は、先の共同体商標の所有者は、前記に加えて、第 42 条(2)に含まれる条件がその申請日に満たされたことの証拠を提出しなければならない。この旨の証拠がない場合は、無効宣言を求める申請は棄却される。先の共同体商標は、登録されているその対象である商品又はサービスの一部についてのみ使用されていた場合は、無効宣言を求める申請を審査する目的で、当該一部の商品又はサービスについてのみ登録されているものとみなす。

(3) (2)は、第 8 条(2)(a)にいう先の国内商標が共同体における使用のために保護されている加盟国における使用に代えて、当該先の国内商標に適用する。

(4) 商標意匠庁は、それが適切であると認めるときは、当事者に友好的な和解をするよう求める。

(5) 権利の取消又は無効宣言を求める申請の審査の結果、登録されている商標の対象である商品又はサービスの一部又は全部について商標を登録すべきでなかったことが明らかになった場合は、共同体商標の所有者の権利は、取り消され又は当該商品若しくはサービスについて無効を宣言される。その他の場合は、権利の取消又は無効宣言を求める申請は、却下される。

(6) 共同体商標の所有者の権利の取消又は無効宣言を求める申請に関する商標意匠庁の決定の記録は、それが確定したときに登録簿に登録される。

第 VII 編 審判請求

第 58 条 審判請求の対象になる決定

- (1) 審査官，異議部，商標管理法務部及び取消部の決定に対しては，審判請求することができる。審判請求は，停止効力を有する。
- (2) 当事者の 1 に関して手続を終了していない決定については，最終決定と共にのみ審判請求することができる。ただし，その決定が別個の審判請求を認める場合は，この限りでない。

第 59 条 審判を請求できる者及び審判請求手続の当事者となれる者

決定により不利な影響を受ける手続の何れの当事者も，審判請求をすることができる。当該手続の何れの他の当事者も，当然の権利として審判請求手続の当事者となるものとする。

第 60 条 審判請求の期限及び形式

審判請求書は，その対象となる決定の通知の日の後 2 月以内に商標意匠庁に対し書面により提起しなければならない。審判請求書は，審判請求手数料を納付したときにのみ提出されたものとみなす。当該決定の通知の日の後 4 月以内に，審判請求の理由を述べた陳述書を提出しなければならない。

第 61 条 査定系事件における決定の訂正

- (1) 審判請求を提出した当事者がその手続の唯一の当事者であり，かつ，その決定に不服を申し立てられている部門が審判請求を許容でき，かつ，根拠が十分であるとみなすときは，当該部門はその決定を訂正する。
- (2) 当該決定が理由陳述書の受領後 1 月以内に訂正されない場合は，審判請求は，遅滞なく，かつ，本案についての意見を付すことなしに審判部に移送される。

第 62 条 当事者系事件における決定の訂正

- (1) 審判請求を提出した当事者が相手方当事者により反対され，かつ，その決定に不服を申し立てられている部門が当該審判請求を許容でき，かつ，根拠が十分であるとみなすときは，当該部門はその決定を訂正する。
- (2) 当該決定については，その決定に不服を申し立てられている部門がそれを訂正する意向を相手方当事者に通知し，同当事者が当該通知を受領した日から 2 月以内にそれを受諾したときに限り，これを訂正することができる。
- (3) (2)にいう通知の受領から 2 月以内に相手方当事者が不服を申し立てられた決定を訂正することを受諾せず，かつ，その旨の宣言をし，又は定められた期間内に何らの宣言もしないときは，審判請求は，遅滞なく，かつ，本案についての意見を付すことなしに審判部に移送される。
- (4) ただし，その決定に不服を申し立てられている部門が理由陳述書の受領後 1 月以内に当該審判請求を許容でき，かつ，根拠が十分であるとみなさないときは，当該部門は，(2)及び(3)に定めた措置を取る代わりに当該審判請求を遅滞なく，かつ，本案についての意見を付すことなしに審判部に移送する。

第 63 条 審判請求の審理

- (1) 審判請求が許容できるものである場合は、審判部は、審判請求が受理可能なものであるか否かを審理する。
- (2) 審判請求の審理において、審判部は、必要とする度に、当事者に対し、他の当事者又は審判部自身が発した通信に関して審判部が定める期間内に意見を提出するよう求める。

第 64 条 審判請求に係る決定

- (1) 審判部は、審判請求の受理可能性について審理した後、審判請求について決定する。審判部は、審判請求の対象である決定をした部門の権限内において権限を行使するか又は更に続行するために事件を当該部門に差し戻すことができる。
- (2) 審判部が審判請求の対象である決定をした部門に更に事件を差し戻した場合は、当該部門は、事実が同一である限りにおいて、審判部の決定に拘束される。
- (3) 審判部の決定は、第 65 条(5)にいう期間の満了日から、又は当該期間内に司法裁判所に対し訴訟が提起された場合は、その訴訟が却下された日から初めて効力を生じる。

第 65 条 司法裁判所への訴訟

- (1) 審判部の審判請求についての決定に対しては、司法裁判所に訴訟を提起することができる。
- (2) 訴訟は、権限の欠如、本質的な手続要件の違反、条約違反、本規則の違反又はその適用若しくは権利濫用に関する法令違反を理由として提起することができる。
- (3) 司法裁判所は、争われている決定を無効とし又は変更する管轄権を有する。
- (4) 訴訟は、審判部に対する手続の当事者であって審判部の決定により不利な影響を受けた何人も、これを提起することができる。
- (5) 訴訟は、審判部の決定の通知の日から 2 月以内に、司法裁判所に提起しなければならない。
- (6) 商標意匠庁は、司法裁判所の判決に従い必要な措置をとるよう要求される。

第 VIII 編 共同体団体標章

第 66 条 共同体団体標章

(1) 共同体団体標章は、その出願の際に団体標章として記述され、その所有者である団体の構成員の商品又はサービスと他の企業のそれとを識別することができる共同体商標である。製造者、生産者、サービスの提供者若しくは取引業者の団体であつて、それらを規制する法律の用語に基づいて、自己の名称であらゆる種類の権利及び義務を有し、契約を締結し又はその他の法律行為をなし、訴え及び訴えられる能力を有するもの、並びに公法によって規制される法人は、共同体団体標章の出願をすることができる。

(2) 第 7 条(1)(c)の適用を除外して、商品又はサービスの原産地を示すために取引上使用されることがある標識又は表示は、(1)の意味における共同体団体標章を構成することができる。団体標章は、その所有者に第三者がそのような標識又は表示を業として使用することを禁止する権原を与えるものではない。ただし、その第三者が工業上又は商業上の誠実な慣行に従つてこれらの標識又は表示を使用することを条件とする。特に、そのような標章は、地理上の名称を使用する権原を有する第三者に対して援用することができない。

(3) 本規則の規定は、第 67 条から第 74 条までに別段の規定がない限り、共同体団体標章に適用する。

第 67 条 標章の使用規約

(1) 共同体団体標章の出願人は、所定の期間内にその標章の使用規約を提出しなければならない。

(2) 使用規約は、標章を使用する権限を有する者、団体の構成員であることの条件、及びそれらが存在する場合は、制裁を含む標章の使用条件を明示するものとする。第 66 条(2)にいう標章の使用規約は、関係地域を出所とする商品又はサービスを有する者に標章の所有者である団体の構成員になる権限を与えるものでなければならない。

第 68 条 出願の拒絶

(1) 共同体団体標章の出願は、第 36 条及び第 37 条に定める共同体商標出願の拒絶理由に加えて、第 66 条若しくは第 67 条の規定を満たしていない場合又は使用規約が公の秩序若しくは一般に是認された道德規範に反する場合は、拒絶される。

(2) 共同体団体標章の出願はまた、公衆が標章の性質又は意味に関して誤認する虞がある場合、特に公衆が団体標章以外のものと解する虞がある場合にも、拒絶される。

(3) 出願は、使用規約を修正した結果、出願人が(1)及び(2)の要件を満たす場合は、拒絶されない。

第 69 条 第三者による所見

第 40 条にいう場合は別として、同条にいう何れの者、集団又は団体も、商標意匠庁に対し、共同体団体標章の出願が第 68 条の条件に基づいて拒絶されるべきであるという特別の理由を基礎とした所見書を提出することができる。

第70条 標章の使用

共同体団体標章を使用する権限を有する者によるその使用は、本規則の要件を満たすものでなければならない。ただし、本規則が共同体商標に関して課している他の要件を満たしていることを条件とする。

第71条 標章の使用規約の修正

- (1) 共同体団体標章の所有者は、使用規約に修正があったときは、修正された規約を商標意匠庁に提出しなければならない。
- (2) 修正された規約が第67条の要件を満たしていないか又は第68条にいう拒絶理由の1を含む場合は、その修正は登録簿に登録されない。
- (3) 第69条は、使用規約の修正に適用される。
- (4) 本規則の適用上、使用規約の修正は、当該修正を登録簿に記入した日から初めて効力を生じる。

第72条 侵害に対して訴訟を提起できる者

- (1) ライセンシーの権利に関する第22条(3)及び(4)の規定は、共同体団体標章を使用する権限を有する各人に適用される。
- (2) 共同体団体標章の所有者は、標章の権限のない使用の結果その標章を使用する権限を有する者が損害を受けた場合は、その権限を有する者の代理として損害賠償の請求をする権限を有する。

第73条 取消の理由

第51条に定める取消の理由とは別に、共同体団体標章の所有者の権利は、次の場合は、商標意匠庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として取り消されるものとする。

- (a) その所有者が、使用規約において定められ、該当する場合はその修正が登録簿に記載されている使用の条件(存在する場合)と相容れない方法により標章が使用されるのを防止する合理的な措置をとらない場合
 - (b) 標章が所有者によって使用されているその方法が、第68条(2)にいう方法で公衆を誤認させる虞を生じさせている場合
 - (c) 標章の使用規約の修正が、第71条(2)の規定に違反して登録簿に記載されている場合。
- ただし、使用規約を更に修正することによって、標章の所有者が同項の要件を満たす場合は、この限りでない。

第74条 無効の理由

第52条及び第53条に定める無効とは別に、第68条の規定に違反して登録されている共同体団体標章は、商標意匠庁に対する申請に基づいて又は侵害訴訟における反訴を基礎として、無効を宣言される。ただし、使用規約を修正することによって、標章の所有者が同条の要件を満たす場合は、この限りでない。

第 IX 編 手続

第 1 節 一般規定

第 75 条 決定の基礎になる理由の陳述

商標意匠庁の決定は、その基礎になる理由を述べなければならない。決定は、関係当事者がその意見を提出する機会を有していた理由又は証拠のみを基礎としなければならない。

第 76 条 商標意匠庁が職権で行う事実の審査

(1) 商標意匠庁における手続において、商標意匠庁は職権で事実を審査する。ただし、登録の相対的拒絶理由に関する手続においては、この商標意匠庁の審査は、当事者によって準備された事実、証拠及び抗論並びに求められた救済についての審査に限定される。

(2) 商標意匠庁は、関係当事者が適時に提出しない事実又は証拠を無視することができる。

第 77 条 口頭手続

(1) 商標意匠庁が口頭手続が便宜であると判断する場合は、商標意匠庁の提案又は手続の当事者の請求の何れかにより口頭手続が行われる。

(2) 審査官、異議部及び商標管理法務部に対する口頭手続は公開されない。

(3) 決定の言渡しを含む取消部及び審判部での口頭手続は、公衆の参加が特に手続の当事者にとって重大かつ不当な不利益となる筈の場合において、手続をしている部門が別途決定しない限り、公開されるものとする。

第 78 条 証拠調べ

(1) 商標意匠庁における手続において、証拠を与え又は取得する手段には次のものを含むものとする。

(a) 当事者の聴聞

(b) 情報の請求

(c) 書証及び物証の提出

(d) 証人の聴聞

(e) 鑑定人の意見

(f) 陳述が作成された国の法律に基づいて、宣誓され、確認され又は同様の効果を有する書面による陳述

(2) 関係する部門は、提示された証拠を審査するようにその構成員の 1 人に委任することができる。

(3) 商標意匠庁は、当事者、証人又は鑑定人が口頭にて証拠を提出する必要があるとみなす場合は、関係当事者に対して商標意匠庁に出頭するよう召喚状を发出する。

(4) 当事者は、商標意匠庁に対する証人又は鑑定人の聴聞につき通知されるものとする。当事者は出席して証人又は鑑定人に質問をする権利を有する。

第 79 条 通告

商標意匠庁は、当然のこととして、決定及び召喚状、並びに通知若しくはその他の通信であ

って、その通告から期間を起算するもの、本規則若しくは実施規則の他の規定に基づいて関係人に通告しなければならないもの、又は通告を商標意匠庁長官により命ぜられるものを関係人に通告する。

第 80 条 決定の取消

(1) 商標意匠庁は、登録簿への記入又は決定行為であって、商標意匠庁に責任のある明白な手続上の誤りを含むものを行った場合は、当該記入が抹消され又は当該決定が取り消されるようにしなければならない。手続に 1 当事者のみが存在し、記入又は行為がその者の権利に影響を及ぼす場合は、抹消又は取消は、当該誤りが当事者に明らかでなかった場合でも決定されるものとする。

(2) (1)にいう抹消又は取消は、記入を行ったか又は決定を行った部門が職権により又は手続の当事者の 1 の請求により決定する。抹消又は取消は、手続の当事者及び登録簿に記入されている当該共同体商標に対する権利の所有者と協議の後、当該記入が登録簿に行われたか又は当該決定が行われた日から 6 月以内に決定しなければならない。

(3) 本条は、第 58 条及び第 65 条に基づいて審判請求を提出する当事者の権利、又は商標意匠庁の決定中の言語上の誤り若しくは転写上の誤り及び明白な誤り、又は商標登録上若しくは登録公告上の商標意匠庁に責任のある誤りの実施規則が定める手続及び条件に基づく訂正の可能性を害するものではない。

第 81 条 原状回復

(1) 共同体商標の出願人若しくは所有者又は商標意匠庁における手続の他の当事者であって、置かれた状況により必要とされる全ての当然の注意にも拘らず、商標意匠庁に対する期限を遵守することができなかつた者は、遵守の障害が本規則の規定のために権利又は救済手段の喪失をもたらすという直接的結果を有する場合は、申請により、自己の権利を原状回復させることができる。

(2) 当該申請は、期限遵守の障害がなくなったときから 2 月以内に書面により提出しなければならない。遺漏行為は、この期間内に追完しなければならない。申請は、不遵守の期間の満了直後の 1 年以内に限り許容することができる。登録の更新請求の不提出又は更新手数料の不納付の場合は、第 47 条(3)第 3 文に定める 6 月の追加期間は、この 1 年の期間から差し引かれるものとする。

(3) 当該申請は、それが基礎とする理由を付し、それが依拠する事実を述べなければならない。当該申請は、権利の原状回復の手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない。

(4) 遺漏行為について決定する権限のある部門は、当該申請について決定する。

(5) 本条は、(2)、第 41 条(1)及び(3)並びに第 82 条にいう期限については適用しない。

(6) 共同体商標の出願人又は所有者は、自己の権利を原状回復した場合は、出願又は共同体商標における権利の喪失からそれらの権利の原状回復についての公告がされるまでの期間中、共同体商標と同一又は類似の標識の下に善意で商品を市販し、又はサービスを提供していた第三者に対し、自己の権利を援用することができない。

(7) (6)の規定を利用することができる第三者は、共同体商標の出願人又は所有者の権利を原状回復する決定に対し、それらの権利の原状回復についての公告の日から 2 月以内に、第

三者手続を提起することができる。

(8) 本条の何れの規定も、本規則に定める期限について原状回復を認める加盟国の権利、及びそのような国の当局に対し遵守されるべき権利を制限するものではない。

第 82 条 手続の継続

(1) 共同体商標の出願人若しくは所有者又は商標意匠庁におけるその他の手続の当事者であって商標意匠庁に対する期限遵守を怠った者は、請求により手続の継続を得ることができる。ただし、当該請求時に遺漏行為が実行されていることを条件とする。手続の継続請求は、不遵守期限の経過後 2 月以内に提出されたときに限り許容される。当該請求は、手続の継続の手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない。

(2) 本条は、第 25 条(3)、第 27 条、第 29 条(1)、第 33 条(1)、第 36 条(2)、第 41 条、第 42 条、第 47 条(3)、第 60 条、第 62 条、第 65 条(5)、第 81 条、第 112 条に定めた期限若しくは本条に定めた期限、又は第 30 条の意味における優先権、第 33 条の意味における博覧会による優先権若しくは第 34 条の意味における先順位を出願後に主張するため実施規則により定めた期限には適用しない。

(3) 遺漏行為について決定する権限のある部門は、申請により決定するものとする。

(4) 商標意匠庁が当該申請を受理した場合は、期限不遵守の結果は生じなかったものとみなす。

(5) 商標意匠庁が当該申請を棄却した場合は、手数料は還付される。

第 83 条 一般原則への参照

本規則、実施規則、手数料規則又は審判部の手続規則において、手続について規定していない場合は、商標意匠庁は、加盟国において一般的に是認されている手続法の原則を考慮する。

第 84 条 財政上の義務の終了

(1) 手数料の納付に対する商標意匠庁の権利は、手数料を納付すべき暦年の年末から 4 年後に消滅する。

(2) 手数料の還付又は手数料の超過納付額についての商標意匠庁に対する権利は、その権利が生じた暦年の年末から 4 年後に消滅する。

(3) (1) 及び(2)に定めた期間は、(1)の場合にあっては手数料の納付請求により、(2)の場合にあっては理由を付した書面による請求により中断する。中断により、その期間は直ちに再開し、当初それが始まった年の年末から遅くとも 6 年後に終了する。ただし、その権利を行使するための訴訟上の手続が他方で開始されていた場合は、この限りでない。この場合は、その期間は、判決が確定した後早くとも 1 年後に終了する。

第 2 節 費用

第 85 条 費用

(1) 異議申立手続、取消手続、無効宣言を求める手続又は審判請求手続における敗れた当事者は、相手方当事者が負った手数料、並びに代理人、顧問又は弁護人の旅費、日当及び報酬を含め、第 119 条(6)を害することなく、その手続に不可欠で相手方当事者が負った全ての

費用を、実施規則に定める条件に基づいて各費用の範疇について定められた割合の限度内で負担する。

(2) ただし、各当事者が一部で成功し他の項目で失敗した場合、又は衡平の理由からそのように命ぜられるときは、異議部、取消部又は審判部は、異なった費用の割当を決定する。

(3) 共同体商標出願、異議申立、権利の取消を求める申請、無効宣言を求める申請又は審判請求を取り下げることにより、共同体商標の登録を更新しないことにより、又は共同体商標を放棄することにより、手続を終了させる当事者は、(1)及び(2)に規定する相手方当事者が被った手数料及び費用を負担しなければならない。

(4) 事件が判決に至らない場合は、費用の決定は異議部、取消部又は審判部の裁量に委ねられるものとする。

(5) 当事者が異議部、取消部又は審判部に対し前各項に定める費用と異なる費用について和解に達した場合は、関係部門は、その合意内容について留意する。

(6) 異議部、取消部又は審判部は、支払われるべき費用が商標意匠庁に納付された手数料及び代理費用に限定されているときは、前各項に従い支払われるべき費用の額を決定する。その他の全ての場合は、審判部登録課又は異議部若しくは取消部の職員の構成員が請求に基づいて償還されるべき費用額を決定する。当該請求は、当該費用の決定を求める申請に対する決定が確定した日から2月以内に限り許容される。そのように決定された額は、所定の期間内に提出された請求に基づいて、異議部、取消部又は審判部の決定により再審査することができる。

第 86 条 費用額を定める決定の強制執行

(1) 費用の額を定める商標意匠庁の最終決定については、これを強制執行することができる。

(2) 強制執行は、それが執行される国の領域において施行されている民事訴訟法の規定によって規制される。強制執行の命令は、当該決定の信憑性についての証明以外の手続なしに、各加盟国の政府がこの目的のために指定し、かつ、商標意匠庁及び司法裁判所に知らせる国内当局により、その決定に追加される。

(3) 関係当事者の請求に基づいてこれらの手続が完了したときは、その関係当事者は、国内法に従い、権限のある当局に直接請求して強制執行を行うことができる。

(4) 強制執行は、司法裁判所の決定によってのみ中止することができる。ただし、関係国の裁判所は、強制執行が不規則な方法で執行されている旨の告訴についての管轄権を有する。

第 3 節 公衆の利用に供することができる情報及び加盟国の当局の情報

第 87 条 共同体商標の登録簿

商標意匠庁は、共同体商標の登録簿として知られる登録簿を備え、この登録簿には、本規則又は実施規則に定める登録又は包含の明細が含まれる。登録簿は、公衆の閲覧のために公開されるものとする。

第 88 条 ファイルの閲覧

(1) 出願公告されていない共同体商標出願に関するファイルは、出願人の同意なしには閲覧に供することができない。

(2) 共同体商標の出願人が商標の登録後にそれに基づく権利を自己に対し援用する旨を述べていたことを立証できる者は何人も、その出願の公告前に、かつ、出願人の同意なしにファイルの閲覧をすることができる。

(3) 共同体商標出願の公告後は、その出願及びその結果の商標に関するファイルは、請求により、閲覧することができる。

(4) ただし、ファイルが(2)又は(3)により閲覧される場合は、ファイル中の一定の書類については、実施規則の規定に従い閲覧を差し控えることができる。

第 89 条 定期刊行物

商標意匠庁は、次のものを定期的に発行する。

(a) 共同体商標の登録簿に記入した事項及び本規則又は実施規則に定めるその他公告の明細を含む共同体商標公報

(b) 商標意匠庁長官が発行する通知及び一般的性質の情報並びに本規則及びその実施に関するその他の情報を含む庁公報

第 90 条 行政協力

本規則又は国内法に別段の規定がない限り、商標意匠庁及び加盟国の裁判所又は当局は、請求により、情報を提供し又は書類の閲覧を許可することにより、相互に援助する。商標意匠庁が、書類を裁判所、検察庁又は中央工業所有権庁による閲覧に供する場合は、その閲覧は、第 88 条に定める制限を受けないものとする。

第 91 条 刊行物の交換

(1) 商標意匠庁及び加盟国の中央工業所有権庁は、請求により、かつ、自己の使用に供するため、1 又は 2 部以上の各刊行物を無料で相互に送付する。

(2) 商標意匠庁は、刊行物の交換又は提供に関する取極を締結することができる。

第 4 節 代理

第 92 条 代理の一般原則

(1) (2)の規定に従うことを条件として、何人も商標意匠庁に対し代理されることを強制されないものとする。

(2) (3)第 2 文を害することなく、共同体において自己の住所、又は自己の主営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない自然人又は法人は、共同体商標出願以外は、本規則に定める全ての手続について、第 93 条(1)に従い商標意匠庁に対し代理されなければならない。実施規則は、その他の例外を認めることができる。

(3) 共同体において自己の住所又は自己の主営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有している自然人又は法人は、商標意匠庁に対し従業者が代理することができる。本項が適用される法人の従業者は、その法人と経済的関係を有する他の法人が共同体内にその住所、又はその主営業所若しくは実効的な工業上若しくは商業上の施設を有さない場合であっても、当該他の法人をも代理することができる。

(4) 実施規則は、従業者が商標意匠庁に対しファイルに挿入するための署名入り委任状を提

出しなければならないか否か及びその条件は何かについて規定する。

第 93 条 職業代理人

(1) 商標意匠庁に対する自然人又は法人の代理は、次の者によつてのみ行われる。

(a) 加盟国の 1 において資格を有し、かつ、その営業所を共同体内に有する、当該国において商標事項の代理人として行動することができる範囲での法律の有資格実務家

(b) この目的のために、商標意匠庁に備えられている一覧に名称が掲載されている職業代理人。実施規則は、商標意匠庁に対する代理人はファイルに挿入するための署名入り委任状を商標意匠庁に提出しなければならないか否か及びその条件は何かについて規定する。商標意匠庁に対して行動する代理人は、ファイルに挿入するための署名入り委任状を商標意匠庁に提出しなければならないものとし、その詳細は実施規則において定められる。

(2) 次の条件を満たす自然人は、職業代理人名簿に登録することができる。

(a) 加盟国の 1 の国民であること

(b) 共同体において営業所又は職業を有すること

(c) 加盟国の中央工業所有権庁に対して商標事項に関し自然人又は法人を代理する権原を有すること。その国において、その権原が特別な職業上の資格の要件に基づいて制約されていない場合は、名簿に登録されるよう請求する者であつて、その国の中央工業所有権庁に対し商標事項に関して行動する者は、少なくとも 5 年間常に行動を行っていないなければならない。ただし、加盟国の 1 の中央工業所有権庁に対して商標に関し自然人又は法人を代理する職業上の資格が、その国によって定められた規則に従い公認されている者は、業務を行うための条件に従う必要がない。

(3) 名簿への登録は、関係加盟国の中央工業所有権庁が発行する証明書を添付した請求により行われ、その証明書には、(2)に定める条件が満たされていることを表示しなければならない。

(4) 商標意匠庁長官は、次の要件を免除することができる。

(a) 出願人が他の方法により必須の資格を取得していることを立証する場合は、(2) (c) 第 2 文の要件

(b) 特別な事情があるときは(2) (a) の要件

(5) 職業代理人名簿からある者を削除する条件は、実施規則において定められる。

第 X 編 共同体商標に関する管轄権及び訴訟手続

第 1 節 規則(EC)No. 44/2001 の適用

第 94 条 規則(EC)No. 44/2001 の適用

(1) 本規則に別段の規定がない限り、規則(EC)No. 44/2001 は、共同体商標及び共同体商標出願に関する手続並びに共同体商標及び国内商標を基礎とする同時かつ継続する訴訟に関する手続に適用する。

(2) 第 96 条にいう訴訟及び主張に係る手続の場合は、次の通りとする。

(a) 規則(EC)No. 44/2001 の第 2 条、第 4 条、第 5 条(1)、(3)、(4)及び(5)並びに第 31 条は、適用しない。

(b) 規則(EC)No. 44/2001 の第 23 条及び第 24 条は、本規則第 97 条(4)における限定に従うことを条件として、適用する。

(c) 加盟国に住所を有する者に適用する規則(EC)No. 44/2001 の第 II 編の規定は、加盟国に住所を有さないが施設を有する者にも適用する。

第 2 節 共同体商標の侵害及び効力に関する紛争

第 95 条 共同体商標裁判所

(1) 加盟国は、その領域内においてできる限り制限した数の第 1 審及び第 2 審国内裁判所(以下「共同体商標裁判所」という)を指定するものとし、その共同体商標裁判所は、本規則により割り当てられた職務を遂行する。

(2) 各加盟国は、規則(EC)No. 40/94 の施行日から 3 年以内に、共同体商標裁判所の名称及びその領域管轄権を表示した一覧を欧州共同体委員会に伝達しなければならない。

(3) (2)にいう一覧の伝達後になされた裁判所の数、名称又は領域管轄権についての何れの変更も、関係加盟国が遅滞なく欧州共同体委員会に通知しなければならない。

(4) (2)及び(3)にいう情報は、欧州共同体委員会が全加盟国に通知し、欧州連合公報で公告する。

(5) 加盟国が(2)に規定する一覧を伝達しない限り、第 96 条に定める訴訟若しくは適用から生じる手続及びその国の裁判所が第 97 条に基づいて管轄権を有する手続についての管轄権は、その国で登録された国内商標に関する手続の場合において場所的管轄権及び事項的管轄権を有する筈である当該国の当該裁判所が有する。

第 96 条 侵害及び効力に関する管轄権

共同体商標裁判所は、次のものについて専属管轄権を有する。

(a) 全ての侵害訴訟及び一国内法に基づいて認められている場合は一共同体商標についての侵害の虞に関する訴訟

(b) 国内法に基づいて認められている場合は、不侵害の宣言を求める訴訟

(c) 第 9 条(3)第 2 文にいう行為の結果として提起された全ての訴訟

(d) 第 100 条により共同体商標の取消又は無効宣言を求める反訴

第 97 条 国際管轄権

(1) 本規則の規定に従い、かつ、第 94 条により適用される規則(EC)No. 44/2001 の規定に従うことを条件として、第 96 条にいう訴訟及び主張に関する手続は、被告が居住する加盟国の裁判所、又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(2) 被告が加盟国の何れにも居住せず、施設も有していない場合は、その手続は、原告が居住する加盟国の裁判所、又は加盟国の何れにも居住していない場合は、施設を有する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(3) 被告及び原告の何れもそのようには居住しておらず又は施設も有さない場合は、その手続は、商標意匠庁が所在する加盟国の裁判所に対して行うものとする。

(4) (1)、(2)及び(3)の規定に拘らず、

(a) 当事者が異なった共同体商標裁判所が管轄権を有することに同意する場合は、規則(E C)No. 44/2001 の第 23 条を適用する。

(b) 被告が異なる共同体商標裁判所に出頭する場合は、規則(EC)No. 44/2001 の第 24 条を適用する。

(5) 第 96 条にいう訴訟及び主張に関する手続は、共同体商標の不侵害の宣言を求める訴訟を除き、侵害行為が行われ若しくはその真がある加盟国の裁判所、又は第 9 条(3)第 2 文の意味における行為が行われている加盟国の裁判所に対しても行うことができる。

第 98 条 管轄権の範囲

(1) 第 97 条(1)から(4)までに基づく管轄権を有する共同体商標裁判所は、次の行為について管轄権を有する。

(a) 加盟国の何れかの領域内で行われ又は行われる真のある侵害行為

(b) 加盟国の何れかの領域内で行われる第 9 条(3)第 2 文の意味における行為

(2) 第 97 条(5)に基づき管轄権を有する共同体商標裁判所は、その裁判所が所在する加盟国の領域内で行われ又は行われる真のある行為についてのみ管轄権を有する。

第 99 条 効力の推定—理非についての抗弁

(1) 共同体商標裁判所は、共同体商標の効力が取消又は無効宣言を求める反訴と共に被告によって争われていない限り、共同体商標を有効なものとして取り扱う。

(2) 共同体商標の効力は、不侵害の宣言を求める訴訟においては争うことができない。

(3) 第 96 条(a)及び(c)にいう訴訟において、反訴以外の方法で提出された共同体商標の効力の取消又は無効に関する抗弁は、共同体商標の所有者の権利が不使用により取り消されるべき旨又は共同体商標が被告の先の権利のために無効を宣言されるべき旨を被告が主張する限りにおいて、許容される。

第 100 条 反訴

(1) 取消を求める反訴又は無効宣言を求める反訴は、本規則にいう取消又は無効の理由に基づいてのみ提起することができる。

(2) 共同体商標裁判所は、同一の主題及び訴因に関し、かつ、同一当事者に関係して商標意匠庁により行われた決定が確定している場合は、取消を求める反訴又は無効宣言を求める反

訴を棄却する。

(3) 商標の所有者が既に当事者でない法的行為において反訴が提起された場合は、商標の所有者はその旨を通知され、国内法に定める条件に従って訴訟当事者として参加することができる。

(4) 共同体商標の取消又は無効宣言を求める反訴が提起された共同体商標裁判所は、当該反訴が提起された日を商標意匠庁に通知する。商標意匠庁は、その事実を共同体商標の登録簿に記録する。

(5) 第 57 条(2)から(5)までを適用する。

(6) 共同体商標裁判所が共同体商標の取消又は無効宣言を求める反訴について言い渡した判決が確定した場合は、その判決の謄本が商標意匠庁に送付される。何れの当事者も、この送付についての情報を請求することができる。商標意匠庁は、実施規則の規定に従い、判決を共同体商標の登録簿に記載しなければならない。

(7) 取消又は無効宣言を求める反訴について聴聞を行う共同体商標裁判所は、共同体商標の所有者による申請に基づくときは相手方当事者を聴聞した後に手続を中止することができ、また、被告に対し、同裁判所が決定する期限内に商標意匠庁に取消又は無効宣言を求める申請を提出するよう求めることができる。その期限内にその申請がなされない場合は、手続は続行され、反訴は取下とみなされる。第 104 条(3)を適用する。

第 101 条 準拠法

(1) 共同体商標裁判所は、本規則の規定を適用する。

(2) 本規則で定めない全ての事項に関しては、共同体商標裁判所は、その国際私法を含むその国内法を適用する。

(3) 本規則に別段の規定がない限り、共同体商標裁判所は、それが所在する加盟国における国内商標に関する同種の訴訟を規制する手続規則を適用する。

第 102 条 制裁規定

(1) 共同体商標裁判所は、被告が共同体商標を侵害している又は侵害の虞があると認定する場合は、それを行っていないことの特別の理由が存在しない限り、被告に対し共同体商標を侵害したか又は侵害することになる行為を禁止する命令を発する。共同体商標裁判所はまた、この禁止の遵守を確実にすることを目的としたその国内法に従った措置を講じるものとする。

(2) その他全ての点について、共同体商標裁判所は、国際私法を含め、侵害行為又は侵害の虞がある行為が行われた加盟国の法律を適用する。

第 103 条 暫定的措置及び防御措置

(1) 本規則に基づいて、他の加盟国の共同体商標裁判所が事件の実体について管轄権を有する場合であっても、共同体商標裁判所を含む加盟国の裁判所に対し、国内商標に関し当該国の法律に基づいて利用することができるような共同体商標又は共同体商標出願に関する防御措置を含む暫定的措置を求めて申請をすることができる。

(2) 第 97 条(1), (2), (3)又は(4)に基づく管轄権を有する共同体商標裁判所は、規則(EC)N o. 44/2001 の第 III 編により承認及び執行のために必要とされる手続に従うことを条件として、加盟国の領域内において適用される暫定的措置及び防御措置を認めるための管轄権を有

する。他の裁判所は、このような管轄権を有さないものとする。

第 104 条 関連した訴訟に関する特別規定

(1) 共同体商標の効力が反訴のために他の共同体商標裁判所において既に係争中である場合又は取消若しくは無効宣言を求める申請が既に商標意匠庁に提出されている場合は、不侵害の宣言を求める訴訟以外の第 96 条にいう訴訟の聴聞を行う共同体商標裁判所は、聴聞を継続する特別な理由がない限り、当事者を聴聞した後に職権により又は当事者の 1 の請求があったときは相手方当事者を聴聞した後に、当該手続を中止する。

(2) 共同体商標の効力が反訴のために共同体商標裁判所において既に係争中である場合は、商標意匠庁は、取消又は無効宣言を求める申請の聴聞時に、聴聞を継続する特別な理由がない限り、当事者を聴聞した後に職権により又は当事者の 1 の請求があったときは相手方当事者を聴聞した後に、当該手続を中止する。ただし、共同体商標裁判所における手続の当事者の 1 がその旨を請求する場合は、当該裁判所は、その手続の相手方当事者を聴聞した後に当該手続を中止することができる。商標意匠庁は、この場合は、係属中の手続を続行しなければならない。

(3) 共同体商標裁判所は、手続を中止する場合は、その中止の期間中は暫定的措置及び防御措置を命じることができる。

第 105 条 第 2 審の共同体商標裁判所の管轄権—更なる上訴

(1) 第 2 審の共同体商標裁判所に対する上訴は、第 96 条にいう訴訟及び主張から生じる手続に関する第 1 審の共同体商標裁判所の判決に対して提起する。

(2) 第 2 審の共同体商標裁判所に上訴を提起することができる条件は、その裁判所が所在する加盟国の国内法により決定される。

(3) 更なる上訴に関する国内規則は、第 2 審の共同体商標裁判所の判決に関して適用することができる。

第 3 節 共同体商標に関するその他の紛争

第 106 条 共同体商標裁判所以外の国内裁判所の管轄権に関する追加規定

(1) その裁判所が第 94 条(1)に基づいて管轄権を有する加盟国において、当該裁判所は、第 96 条にいう以外の訴訟であって、その国において登録された国内商標に関する訴訟の場合において場所的管轄権及び事項的管轄権を有するものについて、管轄権を有する。

(2) 第 96 条にいう以外の共同体商標に関する訴訟であって、裁判所が第 94 条(1)及び本条(1)に基づく管轄権を有さないものは、商標意匠庁が所在する加盟国の裁判所において審理することができる。

第 107 条 国内裁判所の義務

第 96 条にいう以外の共同体商標に関する訴訟を取り扱っている国内裁判所は、商標を有効なものとして取り扱う。

第4節 経過規定

第108条 管轄権及び執行に関する条約の適用に関する経過規定

前各条により適用される規則(EC)No. 44/2001の規定は、如何なる特定時にもその加盟国に関して有効である当該規則の本文によってのみ何れの加盟国についても効力を有する。

第 XI 編 加盟国の法律に対する効果

第 1 節 2 以上の商標を基礎とする民事訴訟

第 109 条 共同体商標及び国内商標を基礎とする同時かつ承継する民事訴訟

(1) 同一の訴因に関係し、かつ、同一の当事者間における侵害訴訟が異なる加盟国の裁判所に提起され、一方は共同体商標を基礎とし、他方は国内商標を基礎とする場合は、

(a) 最初に提起された裁判所以外の裁判所は、関係商標が同一であり、かつ、同一の商品又はサービスについて有効である場合は、自らの職権によりその裁判所に有利に管轄権を辞退する。管轄権を辞退するよう要求される裁判所は、他の裁判所の管轄権が争われているときは、その手続を中止することができる。

(b) 最初に採用された裁判所以外の裁判所は、関係商標が同一であり、かつ、類似の商品又はサービスについて有効である場合、及び関係商標が類似であり、かつ、同一若しくは類似の商品又はサービスについて有効である場合は、その手続を中止することができる。

(2) 共同体商標を基礎とする侵害訴訟を審理する裁判所は、その理非の終局判決が同一の商品又はサービスについて有効な同一の国内商標を基礎として、同一の訴因及び同一の当事者間において言い渡された場合は、その訴訟を棄却する。

(3) 国内商標を基礎とする侵害訴訟を審理する裁判所は、その理非の終局判決が同一の商品又はサービスについて有効な同一の共同体商標を基礎として、同一の訴因及び同一の当事者間において言い渡された場合は、その訴訟を棄却する。

(4) (1)、(2)及び(3)は、防御措置を含む暫定的措置に関しては適用しない。

第 2 節 共同体商標の使用を禁止するための国内法の適用

第 110 条 共同体商標の使用の禁止

(1) 本規則は、別段の規定がない限り、後の共同体商標の使用に関する第 8 条又は第 53 条(2)の意味における先の権利の侵害に対し、権利主張に援用するために加盟国の法律に基づいて存在する権利に影響を及ぼさないものとする。ただし、第 8 条(2)及び(4)の意味における先の権利の侵害に対する権利主張は、先の権利の所有者が、共同体商標は第 54 条(2)に従い無効である旨の宣言をもちや申請することができない場合は、もちやこれを援用することができない。

(2) 本規則は、別段の規定がない限り、加盟国の民事法、行政法若しくは刑事法に基づく訴訟を提起する権利、又はその加盟国の法律若しくは共同体法に基づいて国内商標の使用を禁止することができる範囲で共同体商標の使用を禁止するための共同体法の規定に基づく訴訟を提起する権利に影響を及ぼさないものとする。

第 111 条 特定の場所に適用される先の権利

(1) 特定の場所にのみ適用される先の権利の所有者は、関係加盟国の法律が認める限りにおいて、自己の権利が保護されている領域における共同体商標の使用に対抗することができる。

(2) 先の権利の所有者が、自己の権利が保護されている領域における共同体商標の使用について、その使用がなされていることを知りながら継続する 5 年の期間黙認していた場合は、

- (1)は適用されない。ただし、共同体商標が悪意で出願されたときは、この限りでない。
- (3) 共同体商標の所有者は、(1)にいう権利が共同体商標に対してもはや援用することができない場合でも、その権利の行使に対抗することはできない。

第3節 国内商標出願への変更

第112条 国内手続の適用のための請求

- (1) 共同体商標の出願人又は所有者は、次の範囲において、自己の共同体商標出願又は共同体商標の国内商標出願への変更を請求することができる。
- (a) 共同体商標出願が拒絶され、取り下げられ又は取下とみなされた範囲
- (b) 共同体商標が失効した範囲
- (2) 変更は、次の場合は行われぬ。
- (a) 共同体商標の所有者の権利が不使用の理由により取り消された場合。ただし、変更が請求されている加盟国において、共同体商標がその加盟国の法律に基づいて真正な使用とみなされることになる使用に供されている場合は、この限りでない。
- (b) 商標意匠庁の又は国内裁判所の決定に従い、登録の拒絶理由又は取消若しくは無効の理由が共同体商標出願又は共同体商標に適用される加盟国における保護のための場合
- (3) 共同体商標出願又は共同体商標の変更から生じる国内商標出願は、関係加盟国に関して当該出願又は商標の出願日又は優先日、及び該当する場合は第34条若しくは第35条に基づいて主張された当該加盟国の商標の先順位を享受する。
- (4) 共同体商標出願が取下とみなされる場合は、商標意匠庁は出願人に対し、変更の請求をすることができる、当該通知の日から3月の期間を定めた通知を送付する。
- (5) 共同体商標出願が取り下げられ又は共同体商標が放棄の記録がされた結果又はその更新をしない結果として失効した場合は、変更の請求は、共同体商標出願が取り下げられた日又は共同体商標が失効した日の後3月以内に提出しなければならない。
- (6) 共同体商標が商標意匠庁の決定により拒絶された場合又は商標意匠庁若しくは共同体商標裁判所の決定の結果として失効した場合は、変更の請求は、その決定が最終的決定となった日の後3月以内に提出しなければならない。
- (7) 第32条にいう効果は、請求が適時に提出されない場合は、消滅する。

第113条 変更請求の提出、公告及び移送

- (1) 変更の請求は、商標意匠庁に提出し、かつ、国内商標の登録手続の適用を求める加盟国を指定しなければならない。当該請求は、変更手数料が納付されるまでは提出されたものとはみなさない。
- (2) 共同体商標出願が公告されている場合は、変更の請求の受領は、共同体商標の登録簿に記録され、かつ、変更の請求は公告されるものとする。
- (3) 商標意匠庁は、請求された変更が本規則、特に、第112条(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)並びに本条(1)に規定の条件を実施規則に定める方式要件と共に満たしているか否かについて点検する。これらの条件が満たされているときは、商標意匠庁は、変更請求に指定された加盟国の中央工業所有権庁にその変更請求を移送する。

第 114 条 変更の方式要件

(1) 変更の請求が移送された何れの中央工業所有権庁も、その変更から生じる国内商標に関する決定をその中央工業所有権庁ができるようにする、当該請求に関する全ての追加情報を商標意匠庁から入手することができる。

(2) 第 113 条に従い移送された共同体商標出願又は共同体商標は、本規則若しくは実施規則に定める要件と異なるか又はそれに追加する国内法の方式要件の対象とはならない。

(3) 当該請求が移送された中央工業所有権庁は、出願人に対し、2 月以上の期間内に次のことを行うよう要求することができる。

(a) 国内出願手数料の納付

(b) 請求及びそれに添付された書類の、当該加盟国の公用語の 1 による翻訳文の提出

(c) 当該加盟国における送達宛先の表示

(d) 当該加盟国により指定された数の商標の表示の提供

第 XII 編 商標意匠庁

第 1 節 一般規定

第 115 条 法律上の地位

- (1) 商標意匠庁は、共同体の団体であり、法人格を有する。
- (2) 各加盟国において、商標意匠庁は、その国の法律に基づき法人に与えられる最大限の法律上の能力を享受する。商標意匠庁は、特に、動産及び不動産を取得し又は処分することができる。かつ、法律手続の当事者になることができる。
- (3) 商標意匠庁は、その長官が代表する。

第 116 条 職員

- (1) 欧州共同体の職員に関する職員規則(以下「職員規則」という)、欧州共同体のその他の従業者の雇用規程並びにこの職員規則及び雇用規程に効力を与えるために欧州共同体の機関間の取極により採択された規則は、審判部の構成員に対する第 136 条の適用を害することなく、商標意匠庁の職員に適用される。
- (2) 第 125 条を害することなく、職員規則及びその他の従業者の雇用規程により各機関に与えられる権限は、商標意匠庁がその職員について行使する。

第 117 条 特権及び免責

欧州共同体の特権及び免責に関する議定書は、商標意匠庁に適用する。

第 118 条 責任

- (1) 商標意匠庁の契約上の責任は、当該契約に適用される法律によって規制される。
- (2) 司法裁判所は、商標意匠庁が締結した契約に含まれる仲裁条項に従い判決を下す権限を有する。
- (3) 契約外の責任の場合は、商標意匠庁は、加盟国の法律に共通な一般原則に従い、その部門又は職員がその職務の遂行において生じさせた損害を賠償する。
- (4) 司法裁判所は、(3)にいう損害賠償に関する紛争について管轄権を有する。
- (5) 商標意匠庁に対するその職員の個人的責任は、職員規則又は職員に適用される雇用規程に定める規定によって規制される。

第 119 条 言語

- (1) 共同体商標出願は、欧州共同体の公用語の 1 により提出しなければならない。
- (2) 商標意匠庁の言語は、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語及びスペイン語とする。
- (3) 出願人は、自己が異議申立、取消又は無効の手続に使用し得る手続言語として認める商標意匠庁の言語による第 2 言語を表示しなければならない。出願が商標意匠庁の言語の 1 でない言語によりなされている場合は、商標意匠庁は、第 26 条(1)に掲げた事項について、出願を出願人が表示した言語に翻訳するよう調整する。
- (4) 共同体商標の出願人が商標意匠庁における手続の唯一の当事者である場合は、手続言語は、共同体商標出願をするために使用された言語とする。出願が商標意匠庁の言語以外の言

語でなされた場合は、商標意匠庁は、出願人がその出願において表示した第 2 言語による書面の通信を出願人に送付することができる。

(5) 異議申立の通知及び取消又は無効の申請は、商標意匠庁の言語の 1 により提出しなければならない。

(6) (5)に従い、異議申立の通知又は取消若しくは無効の申請のために選択された言語が、商標出願の言語又は出願時に表示された第 2 言語である場合は、その言語が手続言語になる。

(5)に従い、異議申立の通知又は取消若しくは無効の申請のために選択された言語が、商標出願の言語及び出願時に表示された第 2 言語の何れでもない場合は、異議申立人又は取消若しくは無効を求める当事者は、自己の費用により、その申請について商標出願の言語(ただし、これは商標意匠庁の言語である)又はその出願時に表示した第 2 言語の何れかへの翻訳文を提出するよう要求される。当該翻訳文は、実施規則に定める期間内に提出しなければならない。当該申請が翻訳された言語は、その後は手続言語になる。

(7) 異議申立、取消、無効又は審判請求の手続の当事者は、欧州共同体の異なる公用語を手続言語とすべきことに同意することができる。

第 120 条 公告及び登録簿への登録

(1) 共同体商標出願は、第 26 条(1)に掲げる事項及び公告することが本規則又は実施規則に定められているその他全ての情報について、欧州共同体の全ての公用語により公告される。

(2) 共同体商標の登録簿への登録は、欧州共同体の全ての公用語により行われる。

(3) 疑義がある場合は、共同体商標出願がされた商標意匠庁の言語による原文を正本とする。出願が商標意匠庁の言語の 1 以外の欧州共同体の公用語によりなされた場合は、出願人が表示した第 2 言語による原本を正本とする。

第 121 条

商標意匠庁の職務を果たすために必要とされる翻訳業務は、欧州連合の団体のための翻訳センターが提供する。

第 122 条 適法性の監督

(1) 欧州共同体委員会は、他の団体による適法性の調査について共同体法が定めていない商標意匠庁長官の行為、及び第 138 条により商標意匠庁に付属する予算委員会の行為の適法性を調査する。

(2) 欧州共同体委員会は、(1)にいう行為であって不法なものがあつたときは、これを改め又は無効とするよう要求する。

(3) 加盟国及び直接かつ個人的に関係する者は、明示的であるか黙示的であるかを問わず、欧州共同体委員会が(1)にいう行為の適法性を審査するよう、当該行為を同委員会に付託することができる。付託は、関係人が当該行為に最初に気付いた日から 1 月以内に欧州共同体委員会に行わなければならない。欧州共同体委員会は、3 月以内に決定する。この期間内に決定されない場合は、その事件は却下されたものとみなされる。

第 123 条 書類の公開

(1) 欧州議会、理事会及び委員会書類の公開に関する 2001 年 5 月 30 日欧州議会及び理事会

の規則(EC)No. 1049/2001 は、商標意匠庁の保持する書類に適用される。

(2) 行政委員会は、本規則に関する実施規則(EC)No. 1049/2001 について実務的取極を採択する。

(3) 規則(EC)No. 1049/2001 の第 8 条により商標意匠庁が下した決定は、条約第 195 条及び第 230 条に夫々定められた条件に基づいて、オンブズマンに対する苦情の提出を生じさせ又は司法裁判所に対する訴訟の対象を形成することができる。

第 2 節 商標意匠庁の管理

第 124 条 長官の権限

(1) 商標意匠庁は長官が管理する。

(2) 長官は、このため、特に次の職務及び権限を有する。

(a) 長官は、商標意匠庁の機能を確実にするため、内部管理指令の採択及び告示を含む、あらゆる必要な措置を講じる。

(b) 長官は、管理委員会の意見並びに手数料規則及び本規則の予算規定の場合は予算委員会の意見を聞いた上で、欧州共同体委員会に対し、本規則、実施規則、審判部の手続規則、手数料規則その他共同体商標に適用される規則の改正提案をすることができる。

(c) 長官は、商標意匠庁の収入支出の予算を作成して執行する。

(d) 長官は、毎年、欧州共同体委員会、欧州議会及び管理委員会に対し、管理報告書を提出する。

(e) 長官は、職員に対し、第 116 条(2)に定める権限を行使する。

(f) 長官は、その権限を委任することができる。

(3) 長官は、1 名以上の副長官により補佐される。長官が不在又は体調不良の場合は、副長官又は副長官の 1 名が管理委員会によって定められる手続に従い長官の代理を務める。

第 125 条 幹部職員の任命

(1) 商標意匠庁長官は、管理委員会によって作成された、多くとも 3 人の候補者名簿から、理事会によって任命される。長官を解職する権限は、管理委員会の提案に基づいて行動する理事会にある。

(2) 長官の任期は、5 年を超えないものとする。この任期は、更新することができる。

(3) 商標意匠庁の 1 又は複数の副長官は、長官の意見を聞いた上で、(1)と同様に、任命され、又は解雇されるものとする。

(4) 理事会は、(1)及び(3)にいう幹部職員に対し懲戒権を行使する。

第 3 節 管理委員会

第 126 条 設置及び権限

(1) 管理委員会は、商標意匠庁に付属して、本規則により設立される。管理委員会は、第 5 節の予算委員会に属する権限—予算及び財政の監督—を害することなく、以下に定める権限を有する。

(2) 管理委員会は、第 125 条に定める候補者名簿を作成する。

- (3) 管理委員会は、商標意匠庁が担当する事項に関して長官に助言する。
- (4) 管理委員会は、商標意匠庁における審査指針の採択前に、及び本規則に定めるその他の事件において諮問を受ける。
- (5) 管理委員会は、それが必要であると判断する場合は、長官及び欧州共同体委員会に対し意見及び情報請求を伝えることができる。

第 127 条 構成

- (1) 管理委員会は、各加盟国の 1 名の代表及び欧州共同体委員会の代表の 1 名並びにそれらの代理から構成される。
- (2) 管理委員会の構成員は、その手続規則の規定に従うことを条件として、顧問又は鑑定人の補佐を受けることができる。

第 128 条 議長職

- (1) 管理委員会は、その構成員中から議長及び副議長を選出する。副議長は、議長が職務の遂行を妨げられる場合は、職権で議長に代わるものとする。
- (2) 議長及び副議長の任期は、3 年間とする。この期間は、更新することができる。

第 129 条 会合

- (1) 管理委員会の会合は、その議長が召集する。
- (2) 商標意匠庁長官は、管理委員会が別途決定をしない限り、審議に参加する。
- (3) 管理委員会は、年に 1 回の通常会合を開く。加えて、管理委員会は、議長の召集により又は欧州共同体委員会の要請により若しくは加盟国の 3 分の 1 以上の要請により、会合する。
- (4) 管理委員会は、手続規則を採択する。
- (5) 管理委員会は、加盟国の代表の単純多数による議決によりその決定を行う。ただし、第 125 条(1)及び(3)に基づいて管理委員会に権限を与えられている決定については、加盟国の代表の 4 分の 3 以上の多数による議決を必要とする。両決定においては、各加盟国は 1 票の投票権を有する。
- (6) 管理委員会は、その会合にオブザーバーを招請することができる。
- (7) 管理委員会の事務局は、商標意匠庁が務めるものとする。

第 4 節 手続の実行

第 130 条 権限

本規則に定める手続に関する決定をすることについては、次の者がその権限を有する。

- (a) 審査官
- (b) 異議部
- (c) 商標管理法務部
- (d) 取消部
- (e) 審判部

第 131 条 審査官

審査官は、第 36 条、第 37 条及び第 68 条にいう事項を含む、共同体商標の登録出願に関し、商標意匠庁に代わって決定を行う責務を有する。ただし、異議部が担当する範囲を除く。

第 132 条 異議部

- (1) 異議部は、共同体商標の登録出願に対する異議申立に関し、決定を行う責務を有する。
- (2) 異議部の決定は、3 名の構成員からなるグループが行う。構成員の少なくとも 1 名は、法律職でなければならない。実施規則に定める特定の場合には、1 名の構成員が決定を行う。

第 133 条 商標管理法務部

- (1) 商標管理法務部は、本規則により要求される決定であって、審査官、異議部又は取消部の権限に属さないものについて責務を有する。商標管理法務部は、特に、共同体商標の登録簿への登録に関する決定について責務を有する。
- (2) 商標管理法務部は、第 93 条にいう職業代理人名簿を保管することについても責務を有する。
- (3) 商標管理法務部の決定は、1 名の構成員が行う。

第 134 条 取消部

- (1) 取消部は、共同体商標の取消又は無効宣言を求める申請に関して決定を行う責務を有する。
- (2) 取消部の決定は、3 名の構成員からなるグループが行う。構成員の少なくとも 1 名は、法律職でなければならない。実施規則に定める特定の場合には、1 名の構成員が決定を行う。

第 135 条 審判部

- (1) 審判部は、審査官、異議部、商標管理法務部及び取消部の決定に対する審判請求について決定する責務を有する。
- (2) 審判部の決定は、少なくとも 2 名が法律職である 3 名の構成員が行う。特定の場合には、審判部長を長とするか又は法律職でなければならない 1 名の構成員による拡大審判部が決定を行うものとする。
- (3) 拡大審判部の管轄に該当する特定の事案を決定するために、当該事案の法的困難性若しくは重要性又はそれを正当化する特殊事情について考慮しなければならない。そのような事案は次のものにより拡大審判部に対し付託されるものとする。
 - (a) 第 162 条(3)にいう審判部の手続規則に従い設定される審判部の権限、又は
 - (b) 当該事案を取り扱う審判部
- (4) 拡大審判部の構成及びそれへの付託は、第 162 条(3)にいう審判部の手続規則に従い定められる。
- (5) 1 名の構成員の権限に該当する特定事件を決定するために、提起された法的若しくは事実的事項、個別事案の限定的重要性、又は他の特殊事情の欠如について考慮しなければならない。付託された事案において、ある事案に 1 名の構成員を割り当てる決定は、当該事案を取り扱う審判部が採択する。更なる詳細は、第 162 条(3)にいう審判部の手続規則において定める。

第 136 条 審判部の構成員の独立性

(1) 審判部の部長及び議長は、第 125 条に定める手続に従い、商標意匠庁長官の指名により任期 5 年で任命されるものとする。この任期中解任されることはない。ただし、そのような解任に重大な理由が存在し、かつ、司法裁判所が彼らを任命した機関の申請によりその旨の決定をする場合は、この限りでない。審判部の部長及び議長の任期は、追加の 5 年の期間につき、又は新任期中に定年に達する場合は当該定年まで、更新することができる。

審判部長は、特に、主として次のものに対する管理的及び組織的権限を有する。

(a) 規則を定めて審判部の業務を組織化することに責務を有する審判部当局を統括すること。当局については第 162 条(3)にいう審判部の手続規則において定める。

(b) 当局の決定の実施を確実にすること

(c) 審判部当局により決定される客観的範疇を基礎として審判部に事案を割り振ること

(d) 支出見積を作成するため審判部の支出要求を商標意匠庁長官に送付すること。審判部の部長は拡大審判部を統括する。更なる詳細は、第 162 条(3)にいう審判部の手続規則において定める。

(2) 審判部の構成員は、管理部が 5 年の任期で任命する。構成員の任期は、追加の 5 年間又は新任期中に定年に達する場合は定年まで更新することができる。

(3) 審判部の構成員は、解任することができない。ただし、そのような解任について重大な理由が存在し、かつ、司法裁判所が審判部長の勧告に基づいて当該構成員の所属する審判部議長と協議の上この旨の決定をした場合は、この限りでない。

(4) 審判部長並びに審判部の議長及び構成員は、独立しているものとする。これらの者は、自己の決定において、何れの指令によっても拘束されないものとする。

(5) 審判部長並びに審判部の議長及び構成員は、審査官又は異議部、商標管理法務部若しくは取消部の構成員になることができない。

第 137 条 除斥及び忌避

(1) 審査官及び商標意匠庁内に設置された部門又は審判部の構成員は、当該事案に個人的利害関係を有する場合又は以前に当事者の 1 の代理人として関与していた場合は、手続に参加することができない。異議部の 3 名の構成員のうちの 2 名は、出願の審査に参加してはならない。取消部の構成員は、登録手続又は異議手続の事件に関する最終決定に関与していた場合は、何れの手続にも参加することができない。審判部の構成員は、審判請求に基づく決定に関与していた場合は、審判請求手続に参加することができない。

(2) (1)にいう理由の 1 のため又はその他の理由のため、ある部門又は審判部の 1 の構成員が自分は何れの手続にも参加すべきでないと考える場合は、同人はその旨をその部門又は審判部に通知しなければならない。

(3) 審査官及び部門又は審判部の構成員は、(1)にいう理由の 1 のために又は不公平の疑いがあるときは、当事者によって忌避を申し立てられることがある。忌避の申立は、忌避の理由を知らながら当事者が手続措置を取った場合は、許容されない。忌避の申立は、審査官又は構成員の国籍を理由とすることはできない。

(4) 部門及び審判部は、(2)及び(3)に規定する場合に取られるべき行為について、当該構成員の関与なしに、決定する。この決定をするために、除斥する構成員又は忌避を申し立てられている構成員は、部門又は審判部において代替りの者によって代えられる。

第5節 予算及び財政の監督

第138条 予算委員会

(1) 予算委員会は、商標意匠庁に付属して、本規則により設置する。予算委員会は、本節及び第38条(4)において割り当てられた権限を有する。

(2) 第126条(6)、第127条、第128条並びに第129条(1)から(4)まで、(6)及び(7)は、予算委員会に準用される。

(3) 予算委員会は、加盟国の代表の単純多数によりその議決を行う。ただし、第38条(4)、第140条(3)及び第143条に基づいて予算委員会が権限を与えられている決定については、加盟国の代表の4分の3以上の多数による議決を必要とする。両議決においては、各加盟国は1票の投票権を有する。

第139条 予算

(1) 商標意匠庁の収入及び支出の見積は、会計年度ごとに準備され、かつ、商標意匠庁の予算に示されるものとする。各会計年度は、暦年と一致する。

(2) 予算に示された収入と支出とは、均衡しなければならない。

(3) 収入に含まれるものは、他の種類の収入を害することなく、手数料規則に基づいて納付すべき手数料の総額、欧州共同体を指定する国際登録について本規則第140条にいうマドリッド議定書に基づいて納付すべき手数料の総額及びマドリッド議定書の締約当事国に対するその他の支払、欧州共同体を指定する国際登録について共同体意匠に関する2001年12月12日理事会規則(EC)No. 6/2002の第106c条にいうジュネーヴ法に基づいて納付を要する手数料の総額及びジュネーヴ法の締約当事国に対するその他の支払、並びに必要な範囲で、欧州共同体、欧州共同体委員会の項目の一般予算の特定綱目に計上された交付金とする。

第140条 予算の準備

(1) 長官は、毎年、翌年度のために商標意匠庁の収入及び支出の見積を作成し、かつ、それを部署一覧とともに毎年3月31日までに予算委員会に送付する。

(2) 予算見積が共同体交付金について規定している場合は、予算委員会はその見積を欧州共同体委員会に直ちに転送し、欧州共同体委員会はそれを共同体の予算当局に転送する。欧州共同体委員会は、代替案とともにその見積に意見を付すことができる。

(3) 予算委員会は、商標意匠庁の部署一覧を含む予算を採択する。予算見積が共同体の一般予算からの交付金を含む場合は、商標意匠庁の予算は、必要に応じて調整される。

第141条 監査及び監督

(1) 内部監査機能は、関係国際基準を遵守して遂行するために商標意匠庁内に設置されるものとする。長官が任命する内部監査人は、商標意匠庁の予算執行体制及び手続の正当な運用を立証することにつき長官に対して責任を有する。

(2) 内部監査人は、管理及び監督体制の質に関する独立の意見を発出することにより、また、運用の実施条件を改善し、健全な財政管理を増進する勧告を発出することにより、リスクの取扱いに関して長官に助言する。

(3) 内部監査人の業務の実施に適する内部監督体制及び手続を整備する責任は、権限ある幹

部職員にあるものとする。

第 142 条 会計監査

(1) 長官は、毎年、3月31日までに前会計年度の商標意匠庁の総収入及び総支出の報告を欧州共同体委員会、欧州議会、予算委員会及び会計監査院に送付する。会計監査院は、条約第248条に従い、それを審査する。

(2) 予算委員会は、予算の実行に関して、商標意匠庁長官に対し責任解除をする。

第 143 条 財政規定

予算委員会は、欧州共同体の会計監査院及び欧州共同体委員会の意見を聞いた上で、特に、商標意匠庁の予算を確定して実行するための手続を定める内部財政規定を採択する。商標意匠庁の特性と適合する限り、財政規定は、共同体によって設立された他の機関のために採択された財政規則に基づくものとする。

第 144 条 手数料規則

(1) 手数料規則は、特に、手数料の額及びその納付方法を定める。

(2) 手数料の額は、それに関する収入が均衡のとれた商標意匠庁の予算のために原則的に十分であることを確実にするような水準で定められる。

(3) 手数料規則は、第 163 条(2)にいう手続に従い採択され、かつ、修正される。

第 XIII 編 標章の国際登録

第 1 節 一般規定

第 145 条 規定の適用

本編に別段の規定がない限り，本規則及びその実施規則は，マドリッドにおいて 1989 年 6 月 27 日に採択された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書に基づく国際登録出願(以下それぞれ「マドリッド議定書」及び「国際出願」という)であって共同体商標出願又は共同体商標に基づくもの，並びに世界知的所有権機関の国際事務局が保持する国際登録簿における標章の登録(以下それぞれ「国際事務局」及び「国際登録」という)であって欧州共同体を指定しているものに適用する。

第 2 節 共同体商標出願及び共同体商標を基礎とする国際登録

第 146 条 国際出願の提出

(1) 共同体商標出願又は共同体商標を基礎とするマドリッド議定書第 3 条による国際出願は，商標意匠庁に提出しなければならない。

(2) 国際出願の基礎となる標章が共同体商標として登録される前に国際出願が提出される場合は，国際登録の出願人は，その国際登録が共同体商標の出願又は登録を基礎にしているか否かを表示しなければならない。国際登録が，共同体商標が一旦登録されたときはそれを基礎とすることになっている場合は，国際出願は，共同体商標の登録日に商標意匠庁に受領されたものとみなす。

第 147 条 国際出願の様式及び内容

(1) 国際出願は，商標意匠庁が提供する様式を使用して欧州共同体の公用語の 1 により提出する。出願人が国際出願を提出するときに当該様式について別途指定しない限り，商標意匠庁は，標準様式で出願言語により出願人と通信する。

(2) 国際出願がマドリッド議定書に基づいて許された言語の 1 でない言語により提出される場合は，出願人は，それら言語中からの第 2 言語を表示しなければならない。これは商標意匠庁が当該国際出願を国際事務局に対し提出する言語とする。

(3) 国際出願が国際出願のためマドリッド議定書に基づいて許された言語の 1 以外の言語により提出される場合は，出願人は，(2)により国際出願を国際事務局に対し提出すべき言語による商品及びサービスの一覧の翻訳文を提出することができる。

(4) 商標意匠庁は，国際事務局に対し速やかに国際出願を送付する。

(5) 国際出願の提出は，商標意匠庁に対する手数料の納付を必要とする。第 146 条(2)第 2 文にいう場合は，手数料は，共同体商標の登録日に納付期日となるものとする。その出願は，必要な手数料が納付されるまでは提出されていないものとみなす。

(6) 国際出願は，実施規則に定める関係する条件を満たさなければならない。

第 148 条 ファイル及び登録簿における記録

(1) 共同体商標出願を基礎とした国際登録の日付及び番号は，当該出願のファイルに記録さ

れる。出願が共同体商標となったときは、国際登録の日付及び番号は登録簿に登録される。

(2) 共同体商標を基礎とした国際登録の日付及び番号は、登録簿に登録される。

第 149 条 国際登録後の領域拡張の請求

マドリッド議定書第 3 条の 3(2)により国際登録後になされた領域拡張の請求は、商標意匠庁を介して提出することができる。その請求は、国際出願が第 147 条により提出された言語により、提出されなければならない。

第 150 条 国際手数料

マドリッド議定書に基づいて国際事務局に対し納付を要する如何なる手数料も、国際事務局に対し直接納付しなければならない。

第 3 節 欧州共同体を指定する国際登録

第 151 条 欧州共同体を指定する国際登録の効力

(1) 欧州共同体を指定する国際登録は、マドリッド議定書第 3 条(4)によるその登録の日から、又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による欧州共同体のその後の指定日から、共同体商標出願と同じ効力を有する。

(2) マドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)に従い拒絶について通知されなかったとき又はそのような拒絶が取り下げられたときは、欧州共同体を指定する標章の国際登録は、(1)にいう日から共同体商標としての標章の登録と同じ効力を有する。

(3) 第 9 条(3)の適用上、第 152 条(1)による欧州共同体を指定する国際登録の詳細の公告は、共同体商標出願の公告に取って代わり、また、第 152 条(2)による公告は、共同体商標の登録の公告に取って代わるものとする。

第 152 条 公告

(1) 商標意匠庁は、マドリッド議定書第 3 条(4)により欧州共同体を指定する標章の登録日又はマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による欧州共同体のその後の指定日、国際出願の言語及び出願人が表示した第 2 言語、国際事務局が官報により公告した国際登録の番号及び当該登録の公告日、標章の複製並びに請求される保護の対象である商品及びサービスの類の番号について、公告する。

(2) 欧州共同体を指定する国際登録の保護の拒絶がマドリッド議定書第 5 条(1)及び(2)に従い一切通知されなかったとき、又はそのような拒絶が取り下げられたときは、商標意匠庁は、この事実について、国際登録の番号及び該当する場合は国際事務局が官報により公告した当該登録の公告日と共に公告する。

第 153 条 先順位

(1) 欧州共同体を指定する国際登録の出願人は、国際出願において、ベネルクス諸国において登録された商標を含み加盟国において登録されたか又は第 34 条に定める通り加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標の先順位を主張することができる。

(2) 欧州共同体を指定する国際登録の所有者は、第 152 条(2)による当該登録の効力の公告

日から、ベネルクス諸国において登録された商標を含み加盟国において登録されたか又は第 35 条に定める通り加盟国において効力を有する国際協定に基づいて登録された先の商標の先順位を商標意匠庁に主張することができる。商標意匠庁は、国際事務局にその旨を通知する。

第 154 条 絶対的拒絶理由に関する審査

- (1) 欧州共同体を指定する国際登録は、共同体商標出願と同様の方法で絶対的拒絶理由に関する審査に従うことを条件とする。
- (2) 国際登録の保護は、その国際登録の所有者が欧州共同体に関する保護を放棄若しくは限定する機会又は自己の所見を提出する機会を許容される前は、拒絶されないものとする。
- (3) 保護の拒絶は、共同体商標出願の拒絶に取って代わる。
- (4) 国際登録の保護が本条に基づく決定であって最終的になったものにより拒絶された場合、又は国際登録の所有者が(2)により欧州共同体に関する保護を放棄した場合は、商標意匠庁は、当該国際登録の所有者に対し、実施規則に定める個別手数料の一部を還付しなければならない。

第 155 条 調査

- (1) 商標意匠庁が欧州共同体を指定する国際登録の通知を一旦受領したときは、第 38 条(1)に定める共同体調査報告書を作成する。
- (2) 商標意匠庁は、欧州共同体を指定する国際登録の通知書を受領し次第、その写を、第 38 条(2)に定める自国の商標登録簿における調査を行う旨の自国の決定について商標意匠庁に通知している各加盟国の中央工業所有権庁に送付する。
- (3) 第 38 条(3)から(6)までを準用する。
- (4) 商標意匠庁は、第 152 条(1)に定める欧州共同体を指定する国際登録の公告について共同体調査報告書に引用された先の共同体商標又は共同体商標出願の所有者に通知する。

第 156 条 異議申立

- (1) 欧州共同体を指定する国際登録は、公告された共同体商標出願と同じ方法により異議申立の対象とする。
- (2) 異議申立書は、第 152 条(1)による公告日の 6 月後に始まる 3 月の期間内に提出しなければならない。異議申立は、異議申立手数料が納付されるまでは正規に行われたものとして取り扱われない。
- (3) 保護の拒絶は、共同体商標出願の拒絶に取って代わるものとする。
- (4) 国際登録が本条に基づく決定であって最終的となったものにより拒絶された場合、又は国際登録の所有者が本条に基づく決定であって最終的となったものの前に欧州共同体に関する保護を放棄した場合は、商標意匠庁は、国際登録の所有者に対し実施規則に定める個別手数料の一部を還付しなければならない。

第 157 条 国際登録による共同体商標の差替

商標意匠庁は、請求により、共同体商標がマドリッド議定書第 4 条の 2 に従い国際登録により差し替えられたものとみなす旨の通知を登録簿に登録する。

第 158 条 国際登録の効力の無効

- (1) 欧州共同体を指定する国際登録の効力については、無効を宣言することができる。
- (2) 欧州共同体を指定する国際登録の効力の無効を求める申請は、第 51 条に規定する取消宣言を求める申請又は第 52 条若しくは第 53 条に規定する無効宣言を求める申請に取って代わるものとする。

第 159 条 国際登録経由での欧州共同体の指定の国内商標出願又は加盟国の指定への変更

- (1) 国際登録経由で欧州共同体の指定が拒絶され又は失効した場合は、国際登録の所有者は、欧州共同体の指定の次のものへの変更を請求することができる。
 - (a) 第 112 条、第 113 条及び第 114 条により国内商標出願への変更
 - (b) マドリッド議定書又は 1891 年 4 月 14 日にマドリッドにおいて採択され、改定及び修正された標章の国際登録に関するマドリッド協定(以下「マドリッド協定」という)の加盟当事国の指定への変更。ただし、変更の請求日に、マドリッド議定書又はマドリッド協定に基づいて当該加盟国を直接指定することが可能であったことを条件とする。
- (2) 国際登録を経由する欧州共同体の指定の変更から生じる国内商標出願又はマドリッド議定書若しくはマドリッド協定の加盟当事国の指定は、関係加盟国に関して、マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録日、又は欧州共同体への拡張が国際登録後になされたときはマドリッド議定書第 3 条の 3(2)による欧州共同体への拡張の日、又は当該登録の優先日、並びに該当する場合は第 153 条に基づいて主張した当該加盟国の商標の先順位を享受する。
- (3) 変更の請求は公告される。

第 160 条 国際登録の対象標章の使用

第 15 条(1)、第 42 条(2)、第 51 条(1)(a)及び第 57 条(2)の適用上、第 152 条(2)による出願日は、欧州共同体を指定する国際登録の対象である標章がその日から共同体において真正な使用に供さなければならない日を確定する目的の登録日に取り替わって代わるものとする。

第 161 条 変更

- (1) (2)に従うことを条件として、共同体商標出願に適用される規定は、マドリッド議定書第 9 条の 5 による国際登録の共同体商標出願への変更を求める申請に準用する。
- (2) 変更を求める申請が第 152 条(2)によりその詳細が公告されている欧州共同体を指定する国際登録に関係するときは、第 37 条から第 42 条までは適用されないものとする。

第 XIV 編 最終規定

第 162 条 共同体実施規定

- (1) 本規則を実施する規定は、実施規則において採択される。
- (2) 前各条に定める手数料に加えて、次に列挙するもの場合は、実施規則に定める詳細な適用規定に従い、手数料が請求される。
 - (a) 登録手数料の遅延納付
 - (b) 登録証の謄本の発行
 - (c) 共同体商標に関するライセンス又はその他の権利の登録
 - (d) 共同体商標出願に関するライセンス又はその他の権利の登録
 - (e) ライセンス又はその他の権利の登録の取消
 - (f) 登録された共同体商標の変更
 - (g) 登録簿抄本の発行
 - (h) ファイルの閲覧
 - (i) ファイル書類の写の発行
 - (j) 出願の認証謄本の発行
 - (k) ファイル中の情報の伝達
- (3) 実施規則及び審判部の手続規則は、第 163 条(2)にいう手続に従い、採択され、かつ、修正される。

第 163 条 委員会の設立及び実施規則の採択手続

- (1) 欧州共同体委員会は、「手数料、実施規則及び欧州共同体商標意匠庁の審判部の手続に関する委員会」による補佐を受けるものとする。
- (2) 本項を参照する場合は、決定 1999/468/EC の第 5 条及び第 7 条を適用する。決定 1999/468/EC の第 5 条(6)に定める期間は 3 月と定める。

第 164 条 共同体の他の法律上の規定との適合性

本規則は、理事会規則(EC)No. 510/2006、特に、その第 14 条に影響を及ぼさない。

第 165 条 共同体の拡張に関する規定

- (1) ブルガリア、チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア及びスロバキア(以下「新加盟国」という)の加盟の日から、加盟の各日付前に本規則により登録され又は出願された共同体商標は、共同体全域において同等の効力を有するように、それら加盟国の領域に拡張する。
- (2) 加盟日現在において出願中である共同体商標の登録は、第 7 条(1)に列挙する絶対的拒絶理由が新加盟国の加盟のみを理由として適用可能になったときは、これら何れの絶対的理理由を基礎としても拒絶することができない。
- (3) 共同体商標の登録出願が加盟日前 6 月中に行われている場合において、第 8 条の意味における先の商標又はその他の先の権利が加盟前に新加盟国において取得されたときは、第 41 条により異議申立をすることができる。ただし、それが善意で取得されたこと、及び出願

日若しくは該当する場合は優先日又は新加盟国における先の商標若しくはその他の先の権利の取得日が共同体商標出願の出願日若しくは該当する場合は優先日に先行することを条件とする。

(4) (1)にいう共同体商標は、次の規定によっては無効と宣言することができない。

(a) 無効理由が新加盟国の加盟のみを理由として適用可能となったときは、第 52 条

(b) 先の国内権利が加盟日前に新加盟国において登録、出願、又は取得されたときは、第 53 条(1)及び(2)

(5) (1)にいう共同体商標の使用は、先の商標又はその他の先の権利が新加盟国の加盟日前にその国において善意で登録され、出願され若しくは取得されたか、又は該当する場合はその国の加盟日前に優先日を有するときは、第 110 条及び第 111 条により禁止することができる。

第 166 条 廃止

付表 I に述べた文書により修正された規則(EC)No. 40/94 は廃止する。廃止された規則への言及は、本規則への言及と解釈し、かつ、付表 II の対照表に従い読み替えるものとする。

第 167 条 施行

(1) 本規則は、欧州連合公報におけるその公布日の 20 日後に施行する。

(2) 加盟国は、規則(EC)No. 40/94 の施行後 3 年以内に第 95 条及び第 114 条を実施する目的で必要な措置を講じるものとする。

本規則は、全加盟国において全面的に拘束し、かつ、直接適用されるものとする。

付表 I 第 166 条にいう廃止理事会規則及びその後継改正の一覧(省略)

附表 II 对照表(省略)